

1. 令和3年第4回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和3年12月9日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市長公室付部長	河 合 保 隆
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	五味川 康 浩
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 已	教 育 次 長	佃 良 之
会 計 管 理 者	中 山 洋	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

◎開議の宣告

○議長（山川直保） おはようございます。議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。定数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、本日からの一般質問におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、答弁する執行部については答弁に関係のある人のみの出席としましたので、御理解をお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、13番 田代はつ江議員、14番 兼山悌孝議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（山川直保） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 美谷添 生 議員

○議長（山川直保） それでは、18番 美谷添生議員の質問を許可いたします。

18番 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） おはようございます。1番というくじを引きまして、初めてでないかなと思っ、なかなかないことかなと思ながら質問をさせていただきたいと思います。

今回は、大きく財産の管理、あるいは交通問題というようなことで、2点についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、公共施設の有効利用というようなことについてであります。市は多くの公共施設を所有しており、一部は指定管理者制度を導入しており、合計33施設と聞いておりますが、これらの施設はスポーツ施設や福祉施設のほか、産業振興や観光施設など様々な分野にありますけれども、指定管理者制度を導入している施設について、今後とも、これまで同様、指定管理者制度により継続して管理していくのか、特に産業振興や観光のために設置した施設は民間に譲渡するなど、市が所有

するより有効に活用できる可能性があると思いますが、売却など、またほかの方法で管理をするという考えはないかということについてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保） 美谷添生議員の質問に答弁を求めます。

日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） それでは、お答えを申し上げます。

本市の公の施設全体では、現時点で62の施設において指定管理者制度を導入しております。指定管理者制度については、平成15年の地方自治法改正に伴いまして、全国的に導入が進められたものですが、本市では、平成17年度に指定管理者制度導入に関する指針を定めまして、翌年の平成18年度より導入必要と判断した施設について適用してまいりました。

その後の平成23年度には、本指針を指定管理者制度の運用に関する指針に改め、その中で、平成18年に策定した行政改革集中改革プランに基づき進めておりました公の施設の見直しの必要性を明記するとともに、その見直しの中で譲渡を協議する施設としたものの、指定管理については原則3年ということにいたしました。

また、指針の改定と併せまして、指定管理者制度の導入施設の中で、委員会への譲渡を行う施設、第1次分として、産業振興施設でありますとか観光保養施設の中から17施設を位置づけまして、随時、当該施設の指定管理者との協議を進めてまいりました。

以降、今日まで指定管理者制度を継続しておりますが、そのうち実際に譲渡に至った施設は、現在のところ3施設のみという状況であります。

こうした経緯も踏まえた上で、平成28年度末に策定いたしました公共施設等総合管理計画では、自治体を実質的に管理しておられる集会場はもとより、デイサービスセンターや障害者支援施設など、民間事業者が既に事業主体となっておられる保健福祉施設でありますとか、それから民間事業者との競合性、あるいは商業的な運営による収益性が見込まれる産業振興施設や観光保養施設を、譲渡を進めるべき観光施設分野として位置づけるとともに、令和元年度末に策定いたしました公共施設適正配置計画においても譲渡対象とする個々の施設について明確にしております。

したがって、今後も適正配置計画に記載のとおり、市が保有し続けるよりも民間の経営手法やアイデアを十分に活用いただいたほうがより効果が高まると考えられる施設については、着実に譲渡を進めていくということが市の方針でございます。

しかしながら、施設の譲渡にあたっては、相手がございますし幾つも課題がありますので、その協議を行いながら進めていく必要があります。

主な課題を上げますと、国県の補助金や起債の整備、施設の老朽化への対応、譲渡団体の財務状況の見極めなどがあり、こうした状況に応じて譲渡の有償・無償などを検討していく必要があると考えております。

これらの具体的な対応やスケジュールにつきましては、現在、公共施設適正配置計画に実行性を持たせるための行動計画案を作成中でありまして、その中で全体的な考え方や個別の施設ごとの進め方を示していくこととしております。

いずれにしましても、今後も安全で必要な行政サービスを提供する公共施設を継続していくことは、市の責務であるというふうに考えています。しかしながら、市民ニーズの多様化でありますとか、市の財政状況等を踏まえると、現在の公共施設全てを現在のまま維持することは不可能と考えておりますし、また、施設は時間の経過とともに、年々老朽化が進んでまいります。

このため、譲渡等をお示しした施設については、行動計画の中で諸課題を明らかにするとともに、取組のプロセス等も示しながら、可能な限り早期に対応を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保） 美谷添生議員。

○18番（美谷添生） ありがとうございます。なるべく身軽になっていくのがよいのではないかとこのように思いますので、今後とも推進をいただきたいと思います。

また今後、市では施設の統廃合や老朽化により使わなくなった公共施設があり、民間に貸しているものもあるわけですが、今後、公共施設の再編、再配置等により、利用しない施設が増えることも考えられておりますが、これらの施設は放置すると、防災や防犯上でも適当ではないと思われます。このような施設について、市はどのように有効活用し、あるいは処分するのか、どんなお考えであるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山川直保） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久） お答えをさせていただきます。

議員、御案内のとおり、市ではこれまで施設の統廃合や老朽化等によって、使用しなくなった普通財産である公共施設の一部について、民間に貸付けを行っておりますが、現在、市の方針として進めている公共施設の再編や再配置によりまして、大和の小学校の統合による3校の空き校舎など、行政財産から普通財産となる施設が今後増えてくることが想定されます。

普通財産につきましては、基本的に初期の行政目的を達成し、今後、その目的で使用する必要がないとみなした施設でありまして、建物については築年数が経過したものや、旧耐震基準で建築されたものなど、安全性の面で危惧される施設が多くなっているのが現状でございます。

公有財産の有効活用につきましては、今後、さらに老朽化が進んでいき、安全上の課題がある施設を市が保有し続けることは、管理責任を問われることもありまして、耐震基準を満たしていない施設や老朽化が顕著な施設については廃止する方向としておりますが、既に利用されている施設については、建物の状況を説明した上で、現在の利用者が譲り受ける意向がある場合については一定

の条件を付した上での譲渡協議も必要というふうに考えます。

一方、新耐震基準で建設した施設については、当分の間、使用可能なことが考えられますので、底地も含めて、その公共性や公益性を踏まえた適正価格での貸付け、または譲渡について進めることとしてございます。

活用につきましては、施設の立地や設置条件を踏まえ、行政の利用だけではなく、民間による地域振興につながるような方法について、柔軟な活用を検討したいと考えますが、廃止となる財産の有効活用に向けた検討については、その活用方法について、民間事業者から広く意見、提案を求め、対話を通じて市場性等を把握する調査であるサウンディング型市場調査の手法も取り入れまして、企業や団体等と連携した柔軟な活用も検討していきたいと考えております。

処分につきましては、現在、公共施設適正配置計画に基づいた個別施設の適正配置を着実に進めるために、各施設の所管部署が行動計画の策定を進めておりますが、複合化や集約化により不良となる施設、もしくは役割が終了し、市が保有する必要性が低くなった施設については、譲渡や貸付け、または処分を行うこととなります。

その手順としては、庁内の検討協議組織において、市域での他の活用の可能性がないか、また、地域で有効となる活用手段がないかなどを検討し、有効な活用提案がなければ売却に向けての検討を行うこととなり、売却ができなければ不用品施設として除却するようなプロセスで財産処分を進めていきたいと考えております。

ただし、取り壊すにも費用がかかりますので、財政状況や優先順位を勘案しながら、取り壊しのための有利な財源の確保や他市の事例等も踏まえた中で、計画的な除却に取り組むほか、譲渡についても、譲渡前の施設修繕ですとか、除却のための補助制度などの検討も含めまして、円滑に譲渡を進めるための仕組みを構築していく必要があるというふうに考えてございます。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保） 美谷添生議員。

○18番（美谷添生） ありがとうございます。造るのは造っても、あとどうするかというのが、施設に課せられたといいますか、宿命でありますので、造るときは欲しかったわけですけども、なかなか使わない、そして、また今後も余り利用がないというようなものについては、早急に、まだ傷まないうちに結論を出していくという姿勢でよろしく願いをいたしたいと思います。

また、市には吹高原のとか、美並の真ん中広場、合併記念公園等のスポーツ施設、グラウンドとか、広大な面積を有します森林など、魅力的な市有財産がありますが、これらの施設を有効利用するというような観点で、民間より提案とかあった場合、財産のその周辺の土地利用に対して支援をしていくほうがいいのではないかとこのように私は考えるわけですが、市として周辺、この施設を含めた周辺の土地利用についての考え方について、どういうふうに思っているか、取りあえずお伺

いをいたしたいと思います。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、今、美谷添議員のほうから御質問がありましたように、市が持っている財産には、一定の行政目的を持って保有し、維持管理をしている施設、通常、公共施設と言っておりますけれども、そうしたものがございます。

今、例示をされました吠高原であるとか、美並のまん真ん中広場であるとか合併記念公園などは、御指摘のように大変広い敷地の中に施設を持っているという例だと思いますけれども、これらは広い敷地を持っているというのは、それなりの、その施設の目的に沿って、必要な面積を保有しているものというふうに思っております。

また、財産の中でも一般の民間や個人が財産をお持ちであるのと同じような、言わば普通財産と申しますか、そうした財産もございます。これらは適正に管理して、できれば経済的収益を得たりするというのも、財産を持っている、保有している者として当然の行為ではないかと思いますが、こうしたものに対して、今、御指摘のように民間から何かこういう有効な利用があるんじゃないかというような御提案がある場合の考え方ですけれども、いわゆる行政財産として持っている公共施設については、まず第一義的には、その公共施設の目的を十分に達成できるかどうかということがございます。

そういうものの、例えば目的を達成するというのを阻害することがないようであり、また、かつ、その民間なり何なりの提案が、その公共施設の本来の目的を達成する上からも、例えば有益であると、連携して何か効果を生み出すことができるというようなものであるならば、その限度において、そうした活用は当然認めていくべきものではないかというふうに思っております。

それから、普通財産につきましても、これは市が、言わば一般のいろんな個人、法人等の立場、いわゆる財産として持っているというものでありますから、これらについても、その財産を保有しているということについての十分な管理ができて、例えばでき得るならば収益を上げることができるというようなものである。あるいは、民間の御提案が市の全体の地域の振興に役立つというようなものとして判断されるならば、それはやはり弾力的に考えるべきものというふうに思っております。

いずれにいたしましても、財産にはいろんな種別、あるいは保有目的、果たすべき機能等がございますので、そうしたそれぞれの財産の性格に応じて、適切な判断をしていかなければいけないというふうに思っております。

（18番議員挙手）

○議長（山川直保） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） ありがとうございます。柔軟に対応をしていくというようなことで、せ

つかくの費用をかけた施設でありますので、有効な利用について提案があったときは、やはりその施設の利用度、あるいはそのことによって新たな雇用、あるいは仕事生まれるというようなことも想定をされると思いますので、なるべく希望に応じた対応をしていただけますようお願いをしておきます。

次に、長良川鉄道の運行と郡上市の役割についてというようなことでお伺いをいたしたいと思えます。

長良川鉄道については、前回9月でも、三島議員の質問もありましたし、私も含め、過去何人かの議員が質問をされておりますが、11月16日付の中日新聞で、地域鉄道存続へ三者連携という記事が報じられました。

このことにより、どんな考えでみえるのかなということについて質問が、過去と重複する部分があるかもしれませんが、お許しをいただいて御質問をさせていただきます。

長良川鉄道は、旧国鉄越美南線を引き継ぎ、昭和61年より運行を開始したことは皆さん御存じのとおりであります。越美南線は、大正12年に美濃太田から美濃町まで開通し、昭和9年に北濃駅まで延伸し、現在の状態となっておりますけれども、開設当時は自動車も沿線にはほとんどなく、道路整備も十分ではないというようなことで、鉄道の開業は地域の経済に絶大な恩恵をしてきたというふうに思われますが、そこで、この旧国鉄時代の越美南線のときが分かればいいんですが、過去の乗客数の最高はいつで、どのぐらいの人が利用しておったかについて、まずお聞きをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） お答えを申し上げます。

国鉄越美南線として開業したときからの利用者の推移については、長良川鉄道に確認しましたところ、国鉄時代の資料は長良川鉄道には残っていないということでございましたので、「長良川鉄道10年史」という本がございますが、それを確認しましたところ、昭和61年度に開業した以前の記録としては、昭和53年度からの記録が掲載されておりましたので、それ以降の推移について、御報告をさせていただきたいと思えます。

それによりますと、記録が残っている期間の始まりであります昭和53年度が利用者のピークということで、240万7,000人というふうになっておりました。それ以降、徐々に利用者の減少が続きまして、長良川鉄道開業直前の昭和60年度は170万2,000人ということで、7年間で70万5,000人もの減少が見られます。

また国鉄から長良川鉄道に転換された昭和61年度以降の利用者のピークにつきましては、平成4年度の180万4,000人というふうになっておりましたが、その後は、今日まで減少が続きまして、コロナ禍による影響がほぼなかった令和元年度では、78万1,000人というふうな状況でございます。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） ありがとうございます。今、お話を聞きますと、開業当時のことは分からないけれども、唯一の大量の輸送機関ということであったので、非常に地域の足、あるいは経済活動に非常に貢献してきたものであるということについては、皆さんが等しく思われることだと思います。

しかし、今、昭和61年から長良川鉄道という形で今に至っておるわけですが、もう乗客が3分の1以下というようなことになっておるといことが現状であります。

そこで、次に、先ほど報道されました三姉妹提携について、今後の予定と期待についてであります。令和3年11月14日に、銚子電鉄、えちごトキめき鉄道、長良川鉄道の地方ローカル鉄道三者による三姉妹鉄道協定が締結されたというふうに報道されておりますし、過去には台湾の内湾線との連携も行われておりますが、今回の三姉妹協定による今後の事業等について、どのようにして、何に期待をし、効果はどうであるのかということについてお伺いをいたします。

○議長（山川直保） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） 今般の三姉妹提携につきましては、強い意思を持って地方鉄道を存続させるべく、地方鉄道の魅力や存在意義をより強く発信するために、千葉県銚子市に本社を置く銚子電鉄、新潟県上越市のえちごトキめき鉄道、そして長良川鉄道が本年11月14日に三姉妹鉄道協定を締結されました。

これら三者による友好関係を推進することにより、鉄道を介した総合誘客を通じて、地域間の交流を促進し、地域経済の活性化に寄与するということが目的とされております。

具体的な提携の内容につきましては、コラボ商品の開発としまして、鉄道敷にあります石のその缶詰でありますとか、長良川鉄道のオリジナルレトルトカレー、また国鉄時代の駅名表ミニチュアなどのグッズの販売やイベントの共同出店等を計画されております。

このほか、長良川鉄道におきましては、他の2社のグッズも販売しておりますし、銚子電鉄においては犬吠駅売店、それからえちごトキめき鉄道においては直江津D51レールパークというところがございまして、そこで長良川鉄道のグッズを販売いただいております。

また、各鉄道の販売店において、この3社のいずれかの商品を含んで2,000円以上購入された方には、協定先の乗車券をプレゼントするというサービスもございます。

なお、この銚子電鉄においては、鉄道事業のほか食品製造販売事業にも取り組んでおられまして、経営状況を逆手に取って、経営状況がまずいので「まずい棒」などといった自虐的な商品名をつけた商品を製造して販売もしております。

また、えちごトキめき鉄道では、車両基地の一部に開設された鉄道テーマパークにおきまして、

動くSL、D51827が、当時、貨物列車の車掌車として使用されておりました緩急車という車両にお客様を載せて走ったり、線路の石の缶詰を製作する体験イベントなどを開催されているようでございます。

このように、各社それぞれがそれぞれの特徴を生かした様々な商品開発やイベントなどを実施して、集客を図っておられるということから、こういったノウハウを学んでいただくことが大切です、相互のアテンド交流でありますとか、各種研修の機会を通じまして、長良川鉄道としての特色を生かした魅力的な企画列車等をより多く生み出していただいて、SNSなどを通じて、広く情報発信していただくとともに、鉄道グッズやお土産の、先ほども申しましたようなコラボレーション企画などを実施していただくことによりまして、単なる移動手段ではなく、長良川鉄道に乗るということを目的に、全国から訪れてもらえるようになり、また、新たな商品開発による運賃以外の収入の増加もしていくということが期待できるのではないかと考えております。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保） 美谷添生議員。

○18番（美谷添生） いろいろ企画をしてやっていこうという意欲は分かるわけですが、なかなか大変なことであろうというふうに思います。

3つが連携したことによるメリットというのがあるかもしれませんが、なかなかそのことが目に見えてくるというのは、どういうふうな状態になればよかったなというようなことになるのか、ちょっと私は、今では想像が付きませんので、担当の人、あるいはこれは、やはり長良川鉄道が本当にアドバルーンを上げただけでなしに、職員がその気になってやるかやらんかということにかかっていると思いますので、そのことについては、郡上市がどうこうという問題ではありませんので、こころ辺でとめたいと思いますけれども、あと、市長にお伺いをいたしたいと思いますが、市長は、長良川鉄道の社長ということも兼ねてみえますので、このことについてはいろいろな考え方があろうかと思えます。

後ほど聞きたいと思いますが、その前に長良川鉄道の存在価値、意義というようなことについて、郡上地域として長良川鉄道というものの存在は大きなものではあると思います。これは、時代の流れによって、そのときそのときの社会の状態によって違うと思いますけれども、過去のことはさておきまして、現在、それから将来に対して、このものがどんな価値と意義を持つものかということについて、市長の御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） この長良川鉄道の問題につきましては、前回、三島議員の御質問にもいろいろお答えをしたところでありますけれども、確かに御指摘のように、先ほども市長公室長が申しましたように、発足当時、あるいは旧国鉄時代から比べますと、この長良川鉄道、いわゆる越美南線が

旅客鉄道として果たしている役割というのは、非常に乗客数等からすると大きな変化があるというふうに思っております。

したがって、現在、長良川鉄道というものの持っている意義は何だということになるわけですが、私は前回は申し上げたかもしれませんが、長良川鉄道が、やはりこの美濃太田から出発して北濃まで行っているわけですが、この地域の一つの公共交通として果たす役割は、依然として大きいのではないかとこのように思っております。

確かにモータリゼーションの進展であるとか、あるいは特に高速道路ができたというようなことで、人々の移動手段というのは、いわゆる第三セクター鉄道に転換した昭和61年当時と比べれば、大きな変化があるというふうに思っております。

しかし、公共交通という目から見ると、片や、片一方のほうで、例えば路線バスなどの形態も大きく変わってきているということでありまして、例えば郡上市へ来られる観光客の方であるとか、あるいは郡上市民が外へ出ていくとこのようにいう場合に、バスを利用するというような場合、当時はあった、例えば156号線を走る路線バスというものは、今は八幡以南は、例えば郡上市、美濃市、関市と岐阜市というように形で結ぶ、いわゆる下道を通る路線バス等はありません。

そういうことからすると、郡上市から直通でといますか、乗換えなしで、例えば美濃市や関市やといったようなところへ行く手段は、現在は長良川鉄道に限られているということのございますし、また、鉄道は、やはり地図の上にはっきり、いわゆる線路図が記載されますけれども、特に外から来られる方にとって、まず公共交通の足はあるのかというときには、非常に、その存在感を持つものであります。

そういう意味を持って、私は、現在でも確かに大きな需要の変化はありますけれども、できる限りこの鉄道を維持していければというふうに考えているところであります。

ただもちろん、御指摘あるいは御心配いただいているように老朽化もいたしておりますし、そうした利用の動向も変わってきております。今後、そうしたものを、どのような、特に財政的な負担というようなものもあるわけですから、そういうものをもって維持をしていくかということについては、多くの人の意見に私も耳を傾けなければいけないというふうに思っているところであります。

前回は申し上げましたが、この問題、非常に大きな重い課題でありますので、郡上市のほうで進めております公共交通網の計画等を策定する中で、市民の皆さんの御意見もよくお聞きをして、将来的な方向を定めていきたいというふうに思っていますし、もちろん、この長良川鉄道は郡上市だけの問題ではございません。沿線市町のいろんな御意見があることも承知をいたしておりますし、そうした沿線市町、あるいは岐阜県等とも、よく相談をして方向づけをしていきたいというふうに思っているところであります。

意義といたしましては、今、高齢化であるとか脱炭素社会であるとか、そうした社会を目指す

いう中においては、一つの今後も大きな役割を果たす可能性はあるのではないかと。あるいは、また単に移動するというだけでなく、この鉄道が観光資源として使えるというようなことについても、しっかり見ていかなければいけないというふうに思っているところであります。

(18番議員挙手)

○議長(山川直保) 美谷添生議員。

○18番(美谷添生) ありがとうございます。今、維持という話ですが、こういうものを維持するだけというよりも、利用してなんぼやということを思いますので、そのような取組をしていただきたいと思ひますし、最後に市長であるということになってみえるのか、そのことは分かりませんが、今、長良川鉄道の社長を兼任されておると。

このことについて、とやかく言う思ひはございませんけれども、市長の思ひ入れが強ければ、市長をやめても長鉄の社長としてこれを何とかしようというような意欲があるのかないのかということについて、お聞きをしておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長(山川直保) 日置市長。

○市長(日置敏明) そのときになってみないと分かりませんので、今日、お答えすることは差し控えていただきたいと思ひますが、いずれにいたしましても、この鉄道は沿革的に見ましても、今、環境が大きく変わっておりますが、沿線市町の強い熱望によって、第3セクター鉄道として存続してきたものであり、そのためには、それを当時、主導してきた沿線市町の責任は重いということであり、また、そういう意味で、その責任の一端を果たすという思ひで懸命にやっております。決して、私は望んで社長をやっているわけではありません。非常に重い課題ですし、なかなか正直言つて、首長をやりながら、この、かなり長い路線を持つ鉄道の社長というものを務めるということは、非常に肩の荷の重い仕事でございますし、何か事故があつたりしたときには、責任を、全責任を取らなきゃいけないということで、いつも、長良川鉄道から、いろんな、急な報告等があつたときには、いつも本当に、そういう意味では緊張をしておるわけですが、ただ私は、専務が、信頼すべき専務が、しっかり私のいたらんところはやってくれておらして、あるいはそうした長鉄の職員に、しっかり支えられながらやっているということでございます。

それから、なお付言をいたしますと、先ほどの三者の鉄道の姉妹提携も、ぜひひとつ、長良川鉄道の社員に、その2つの会社の特色ある経営、積極的な社員挙げての経営の努力というものをしっかり見習ってもらいたいと、こういう思ひから提携をしたということもあつたということ、ちょっと付言しておきたいと思ひます。

(18番議員挙手)

○議長(山川直保) 美谷添生議員。

○18番(美谷添生) ありがとうございます。大変無理な質問もいたしましたので、御容赦い

ただきたいと思いますが、この職務というのは、大変な職務でありますので、できればやはり、専属の人が経営を受けるというのが、一番いいのではないかと思いますので、そのような方向で改善をしていただければ、また未来が開けるのではないかというふうに思いますので、よろしく願いをいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、美谷添生議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定いたします。

（午前10時14分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時25分）

◇ 森 喜 人 議 員

○議長（山川直保） 12番 森喜人議員の質問を許可いたします。

12番 森喜人議員。

○12番（森 喜人） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきたいと思います。

コロナが日本に始まって、ほぼ1年半、2年弱たつんですが、もう収まったかと思いましたが、オミクロン株というのが出てまいりました。この対応について、今、いろいろと国も大変な水際対策をしているわけですが、私はワクチンの問題もありますし、また薬も出てくるということを考えますと、もう後ろを見るよりも前を見て、いろんな対策を組んでいくべきだというふうに思っております。

世界に多くのことを学びましたが、世界で日本の遅れている分野も非常によく分かってまいりました。そしてまた、こういったコロナもそうですが、危機対応に対する問題が様々あるということもあります。

こういった危機対応、管理に対する投資を含めて、成長ということに結びつけていくということも考えなければいけない、そういうふうに思っているわけですが、時間がありませんので、早速行きたいと思います。

（1）は、事業主体が消滅してはならないということで書かせていただきました。生活困窮者も増加であるとか、雇用保険者への対応も急務であるということも含めまして質問させていただきたいと思いますが、やはり、国の様々な雇用調整助成金だとか、様々な援助の中で守られてきているんだなと思いますが、そこで、この倒産件数です。この郡上市内の倒産件数、さらには社協が融資をしたりしておりますが、そうした緊急小口資金の件数なり、額というものを教えていただきたいと思います。そして、住居確保給付金等の件数、それから額、こういったものも教えていただき

いと思います。

この緊急小口融資というのは、緊急活動、一時的に生計の維持が困難になった場合に貸し付ける少額の費用であるというように思います。それとか住宅確保給付金、就職に向けて活動するなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から支給するというようなこと、これが社協から給付されているわけですが、非常に高額になっているということをお聞きしますので、そうしたこと、それから、それに対する対応というようにもお聞きしたいと思います。

延長等がなされているということでありますが、さらに生活保護もこれから増えていくのではないかと予想されています。そうしたことに対する対応といますか、ということをお聞きしたいと思います。よろしくお祈りします。

○議長（山川直保） 森喜人議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） お答えをさせていただきます。

郡上市内における新型コロナウイルス感染症の影響による倒産件数は、ハローワーク岐阜八幡などによりますと、後継者問題や高齢化に伴い廃業を考えていた矢先に影響を受けての廃業や、影響を受けた部門のみを廃業して事業計画をしている例はありますが、倒産は確認できておりません。新型コロナ対策支援を受けまして、郡上市ではおおむね事業継続が図られておると推測されます。

続きまして、御質問にありました緊急小口資金、住居確保給付金の状況です。

緊急小口資金は、生活福祉金貸付けのうち、低所得世帯が緊急的かつ一時的に生計維持が困難になった場合に少額の貸付けを行うもので、社会福祉協議会にて実施をしております。

コロナ禍におきまして、特例措置が取られております。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などによって収入が減少した場合も対象とされ、措置期間や償還期限が緩和されておるところでございます。

この緊急小口資金の特例貸付けの実績になりますが、令和元年度は3件、貸付け額が40万円、令和2年度が98件で貸付け額1,780万円、令和3年11月時点で22件、貸付け額490万円となっております。

次に、住居確保給付金の支給状況です。

住居確保給付金は、休業等により収入が減少し住居を失った、もしくは失うおそれがある人に対して、基準額の範囲内において期限付きで家賃助成を行う制度です。

令和元年度では支給実績はありませんでしたが、コロナ禍による特例措置が設けられ、要件等が緩和された令和2年度では、20世帯に対して101か月分、支給額は258万4,100円、令和3年11月末時点では、7世帯に対して30か月分、69万3,700円を支給しております。

どちらの制度とも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった昨年と比べると、現在では

利用者数が減少している状況です。

生活に困窮されている方への支援としましては、これら以外に生活福祉金、総合支援資金においても特例措置が設けられており、貸付け期間の延長がされております。また、貸付け期間が終了した世帯を対象にした新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金も実施しております。

現在、国におきまして生活困窮者向けとして、住民税非課税世帯を対象とした1世帯当たり10万円給付の実施準備が進められております。市としましては、こうした国の支援施策の内容や生活に困窮されている方の動向などを注視しながら、市独自の支援策について必要性も含め検討したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） これから生活保護の方が増えてくるということも言われていますので、そうしたことも考えて、また返済が延長されているということもありますが、恐らく返済不能な方もたくさん出てくると思います。そうした方々に対する対応を、ぜひしていただきたいと思います。

こういった方々が、やはりしっかりと生活をできるという形にして、初めて次の消費社会に向かっていくことができると思いますので、よろしく願いいたします。

今朝もテレビでやっていましたが、11年ぶりに自殺者が増加したというような話が出ていました。今後、どうなるか分かりませんが、そういったこともあると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、2つ目に行きたいと思いますが、今のうちに選ばれる商品・サービスの準備、地域資源の再評価をして、地域に人を呼び込む準備をいかに進めるかということで、今やるべきことが、これ、一番重要なことだというふうに思っております。

その中で、DMOに正式に決定をいたしましたけれども、このことによってどう変わるのか、そして、コロナ禍の出国税の総額、さらには、この郡上市に対する配分額、さらに使い道ということもお聞きしたいと思います。

それから、これからスキーのシーズンになってまいりますけれども、スキーのシーズンで、いろんな観光ということで、北海道ニセコ町なんかのことを言いますと、かなり、その土地がバブルで、外国人がどんどん土地を買っているということがあります。

そうした問題も出てきている中で、郡上市の対応、これからの対応を聞きたいし、さらには高速バスが、実は、ひるがののサービスエリアを通過する中で、6便ほど増便すると聞いております。これは、市長のほうにも、恐らく陳情が来ていると思いますが、そういったことに対する、恐らくバス会社としては、コロナ後を見据えて、どんどんお客さんの行くところにバスを出そうという考えかと思いますが、そうしたことに対して郡上市としてはどういう対応をされるのかということに

ついてお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山川直保） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それではお答えをさせていただきます。

初めに、DMOにつきましては、一般社団法人郡上市観光連盟が、観光地域づくり法人、いわゆる登録DMOとして、今年の3月31日に本登録を果たしております。

この登録によりまして、行政だけではなく、DMOが直接関係省庁から様々な支援メニューの提供を受けることが可能となりました。

登録後、DMOが主体となり市内スキー場をまとめることで、国より採択をされました国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業では、コロナ明けのインバウンド事業も視野に入れた各スキー場のインフラ整備の充実や、ホスピタリティ向上のため、基調をそろえたピクトグラムと多言語案内看板の設置など、ウィンターシーズンのみならず、グリーンシーズンでの事業も支援を活用できるようになりました。

また、11月に開催がされました郡上アウトドアウィークにつきましても、郡上市アウトドア事業者協議会が、直接、観光庁から支援を得て実施することができたなど、今後においてもDMOが中心となり、郡上市が持つオーセンティックな自然、文化というものを柱に、非日常を楽しむ体験型観光地として、新型観光、そして滞在型観光を目指し各種団体と協議を、連携を深めながら、地域の稼ぐ力を引き出すことで、郡上市の経済と社会の活性化というものが、今まで以上に高められることが期待されるというふうに思っております。

また、出国税の配分等につきましては、今ほど申し上げました国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業は、その国際観光旅客税を活用した事業の一つになります。令和2年度の国際観光旅客税関連の予算額は約510億円で、令和3年度には約260億円で減額となりましたが、令和4年度は今年度と同程度の240億円が要求されているというふうな情報を得ているところでございます。

ただし、令和4年度の予算配分の詳細につきましては、実際にどの事業に配分されるのかは、現在のところは未定でございます。

次に、スキー場の現状につきましては、現在、1つのスキー場において、土地・建物・設備の所有者が変わられたということは把握をしておりますが、経営については、引き続き同一の事業者が担われているということを伺っております。

次に、高速バスの増便につきましては、10月より、ひるがの高原サービスエリアに高速バスが多く、10便停車をしております。また、ひるがの高原サービスエリアには、12月18日から3月の21日までの冬期間において、高鷲地域の6スキー場で組織されるタカス・マウンテンズによって、高鷲スノーシャトルバスが無料で運行をされます。

このシャトルバスは、ひるがの高原サービスエリアのバス停に、上下線、それぞれ8便が接続をいたしまして、高鷲町地内のスキー場や宿泊施設などをはじめ、地域の観光施設に停車するよう運行をされるものでございます。夏季におきましても、サービスエリア周辺の観光施設によりまして、予約制で無料送迎が行われているところでございます。

また、ひるがの高原サービスエリアには、自主運行バス、鷲見線が近接して運行しておりますが、平日運行であり、便数も往復3便ということであることから、主に沿線住民の足として通学や通院、買い物等に使われておりまして、市民の利用時間帯に合うようなダイヤ設定となっております。

高速バスとの連結につきましては、今後進める地域公共交通計画の策定に併せて見直しを検討していくことが必要ではありますが、路線見直しには経費の増加や採算性や乗客の見通しなどを踏まえた公共交通会議での承認や運輸支局の認可等が必要となることから、単に便数を増やすということは困難でありまして、運行時間の見直しを軸として検討を進めることになると思います。

したがって、このように公共交通のみでは限界があることから、観光事業者による送迎も併せた対応が必要になるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） よろしくお願ひしたいと思ひます。まだこれからの話であります、ぜひスキー場関係で車を出す場合においても、多少、補助金を余分に出したり、そういう形で支援をいただければなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3つ目の質問に行きたいと思ひます。3つ目の①、②をまとめて質問したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

アフターコロナも地方創生のキーワードというようなことで、3点上げさせていただきました。

一つは、新しい働き方、暮らし方ということ。これ、非常に広い意味なんです、それから2つ目がDX、デジタルトランスフォーメーションの活用ということ。よく英語を余り使うなというんですけど、これ、DXと書いてあって、これを直すと、非常に日本語にするとまた難しいものですから、IT技術による変革ということ、DXの活用ということになります。

それから3つ目は、エネルギー全般について、これ、市長に質問したいというふうに思っておりますが、その中でも地産地消型エネルギー自給体制の構築ということでもあります。

1つ、2つ目をまとめて質問したいと思ひますが、いろんな働き方、暮らし方改革ということがあるんですけど、その中でも空き家バンクの問題、それから情報通信環境、それからテレワークの整備、それからデジタル人材の育成というようなことが入ってまいりますが、空き家バンクについてだけ、今日はちょっと質問させていただきたいと思ひます。私の体験も含めてです。

実は、私、ここ1年ぐらいの間に、高鷲に越してきたいという人の空き家の手配をしたわけです

けれども、実は、空き家バンクが登録されているものが、一つも高鷲にはありませんでした。

八幡とか和良は一生懸命やっておられるんでしょうけれども、たくさん、その空き家も数がありましたけれども、白鳥では1軒、あとはゼロということで、この空き家バンクに頼ることができない。そしてまた、公有施設、市営住宅、そうしたものも、やはり、なかなか難しいような状況だったんですけれども、私のコネで一生懸命探してあげてやるわけですが、非常になかなか準備もできていないというようなこともあって、そう簡単にはいかなかったわけですが、2軒、何とか紹介をさせていただいたわけです。

空き家バンクがあれば、本当に簡単にいけるなというふうに思っているんですが、その状況をお聞かせいただきたいと思います。

それから、DXの活用ということで、デジタルトランスフォーメーションということで、先ほど言いましたようにIT技術による変革ということで、経済産業省の定義では、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを機に、製品サービス・ビジネスモデルを変革するとともに、業務、組織、プロセスなどを変革し、競走上の優位を確立すること、非常に難しいわけですがけれども、こういったものに対して、これは世界の中でも大変遅れを取ってしまっている分野だというふうにも思います。

そうした意味で、このコロナを機に、一気にこうしたデジタルトランスフォーメーションにチャレンジしなきゃいけないというふうに思いますが、郡上市でどういったことに、今、どういったものがあって、どういったことにチャレンジしようとしておられるのかということについて、お聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山川直保） 河合市長公室付部長。

○市長公室付部長（河合保隆） それでは、私のほうから空き家バンクの状況についてお答えをさせていただきます。

市では、市内の空き家をUターンやIターンなどによって郡上市に居を移そうとする方や、市内で住居を探している方などに有効に利活用をいただくために、平成21年度から空き家バンクを運用しております。

市のホームページに空き家の写真や間取りのほか、売却額、また家賃等の情報を掲載し、購入や賃貸の希望者を募っており、空き家所有者と利用希望者をつなぐ重要な役割を担っていると考えております。

現在の状況でございます。ここ数年は、新規登録数が年平均20軒程度ございまして、空き家を利用してほしいというお気持ちの方が増えたというふうに考えております。

現在は、市のホームページで24の物件を紹介しておりますが、議員御指摘のとおり、八幡14軒、和良7軒と両地域の物件が約9割を占めている状況でございます。

このことは、八幡市街地において、八幡市街地を中心にチームまちやが空き家を活用した地域振興事業を行っておりまして、空き家活用に対する理解が進んでいると推察されることや、和良町においては、和良おこし協議会が地域を挙げて移住促進や空き家活用を行っているということが理由として考えられます。

もちろん、他の地域でも空き家の登録をさせていただいております。八幡や和良に比べると、圧倒的には少ない状況ですが、ここ2年間を見ますと、大和1軒、白鳥4軒、高鷲1軒、美並2軒、明宝1軒の登録となっており、これらの物件の多くは、既に成約済みとなっておりまして、現段階ではホームページに掲載されておられません。

なお、空き家バンクの開設以降、これまでに市全体で129軒の物件の登録がございまして、成約は71軒となっております。

次に、空き家バンクの利活用の推進でございますが、市では、空き家の利活用と移住定住を促進する目的から、空き家バンクへの登録を要件とした補助金の制度を設けております。

空き家に残された家財道具等の処分等に係る経費を補助する空き家家財道具等処分費補助金や、空き家の改修に要する経費を補助する空き家等活用改修費補助金です。

今年度はホームページや広報での周知のほか、11月には補助制度のチラシを作成いたしまして、自治会等での回覧を行っていただき、空き家の登録を呼びかけてまいりました。また、固定資産税の納税通知書の発送に併せまして、市内在住の納税者約1万8,000人に空き家バンクへの登録を促すチラシを同封する取組も行っております。

空き家の使用者に直接空き家バンク制度をお知らせすることができ、これがきっかけとなって相談をいただくこともございます。引き続き、空き家バンク制度や補助制度を積極的に周知してまいりたいというふうに思っておりますが、加えまして、今年度は空き家バンクの活用を促すために、市内の空き家物件を扱う事業者との連絡、連携体制を構築し、空き家所有者への空き家バンク登録の働きかけを行うほか、安心して不動産取引ができる体制も併せて検討していくこと、そして、固定資産税の納税通知書への空き家バンク登録のチラシ同封について、市内在住者に限っていたものを、全ての納税通知書発行者、市外も含めてということになりますが、拡大していくということも検討してまいりたいというふうに思っております。

さらに、広報郡上、回覧板等を活用しての、さらなる空き家バンクの啓発を行っていく、こういった取組を進めまして、市内の空き家の有効活用を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山川直保） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） 私のほうからは、DXの活用についてお答えを申し上げます。

DXの活用につきましては、地域における課題を解決し、市民の生活を、豊かに安全に安心に便

利にすることが大きな目的であると考えており、アフターコロナの地方創生のため、また新たな感染拡大や労働人口への減少への備え、そして働き方改革などにもつながる重要な取組と考えております。

本市におけるDXの活用と事例としましては、農業分野においてはGPS信号を活用した肥料散布機やドローンによる農薬散布といった活用がされております。また、高鷲地域においては、ひるがの高原大根スマート農業実証コンソーシアムというのを立ち上げられまして、国のスマート農業実証プロジェクトに取り組んでおられ、自動運転トラクターやリモコン式草刈り機などの実証が行われており、課題となっている労働力不足の解消や作業効率の向上、それから就労環境の改善などにつながることを期待されております。

次に、林業分野においては、まだ実証段階ですが、農薬散布に使われる無人ヘリコプターにLiDAR、ライダーと呼ばれるレーザーを照射して、対象物までの距離や性質を分析する機器があるんですが、それを搭載し、飛行しながら森林にレーザーを照射して計測し、それを解析することによりまして、流木1本ごとの樹高であるとか胸高直径、形状、それから森林の高精細や地形など、座標を含めてデータ化できる手法が開発されまして、本市でも試行的に取組を初めております。

このデータを活用することで、建築用材に適したもの、合板用材に適したものなどの用途に応じた流木の把握や、パソコン上で危険箇所などの分かる高精細な地形図を確認しながら作業道の設計ができるなど、森林経営計画の作成に向けての現地調査に要する時間を大幅に削減するということが期待できます。

また、これまでより詳細な森林資源が把握できることから、流木の状態で用途別の在庫管理が可能となれば、製材工場等のニーズに円滑に対応できるようにもなりますので、市内の林業事業者の競争力強化につながるものと期待されております。

さらに観光分野として、郡上市観光連盟では、連盟が設置運営しているウェブサイトの会員登録情報や閲覧履歴の分析結果に基づき、個々の顧客の細かなニーズに合わせた情報提供を、電子メールやLINEなどで行っております。これは、デジタルマーケティングと言われる手法で、デジタルを活用して、新たな郡上ファンの獲得や、既に郡上ファンになっていただいている方の定着などに取り組んでおります。

加えて医療分野では、郡上市民病院の産婦人科においてオンライン診療を行っておりますし、郡上偕楽園を含む市内の高齢者介護施設では、オンライン面会などが実施されておりました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止とともに、患者さんや入所者、御家族の不安解消を目的として、デジタル技術が活用されております。

次に、市の業務におきましてですが、業務効率化を目的としまして、AI・OCRという手書きの文字を人工知能により高性能に読み取りデジタル化するソフトウェアと、それからRPAという

パソコンを用いた事務作業を自動化するソフトウェアを導入いたしました。

これにより、大量の手書きによる申請書をパソコンで処理するといった、定型的で多くの時間のかかる業務の自動化に取り組んでおります。

このほか、ドローンの行政利用といたしまして、災害時の情報収集や土木建設、観光分野など、幅広い活用を目指した取組を始めておりますし、市のホームページにおいては、市民の皆さんなどからの行政サービスの手続や制度に関する質問に、24時間365日、AIスタッフが自動で回答するAIチャットボットというのを導入しております。

また、テレワークという場所にとらわれずに業務が可能な環境整備も進めています。これらはパンデミックや災害時など、職場での業務が困難になった場合でも、業務の継続が確保できますし、育児や介護など、職員の事情に応じた働き方改革の促進にもつながるものと考えております。

来年度においては、市民の皆さんの利便性向上を目的とした行政手続のオンライン化を進める予定でありまして、スマートフォンやパソコンから市役所にオンラインで申請や届け出、アンケートなどが実施できる基盤の整備でありますとか、マイナンバーカードの仕組みを利用した住民票や税証明などのコンビニ交付のサービスについて導入をする検討をするなどしております。

このように本市におきましても、着実にDXを進めていく必要がありますが、同時にデジタルに不慣れな方への対応や、先端技術への導入コストの問題など、多くの課題がありますので、国や全国の先進自治体の事例等も参考にしながら、施策の効果とコストのバランスを見極めつつ、できることから着実に進めていきたいというふうに考えております。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） よろしくお願ひしたいと思います。空き家バンクにつきましては、部長の話聞いておりますと、非常に積極的に取り組んでいただけるのかなということを感じましたし、それからDXにつきましては、ぜひ、夢を感じるような、そうしたDXの案を提案しながら、国からは予算がどんどん下りてきますので、DXについては、そうしたことを、どんどん開拓していただきたいというふうに思っております。

それでは、3つ目に行きたいと思ひます。地産地消型エネルギー自給体制の構築ということなんですが、これはエネルギー全体の問題についてお聞きをしたいと思っております。

郡上市のみならず、前菅総理も脱炭素宣言をされたわけでありまして、2050年に向けて。それに併せて郡上市も日置市長も脱炭素宣言されたわけですが、このことの意義といいますか、もちろん議会も脱炭素宣言をしたということなんですが、このことによつて何をされようとしているのかということをお聞きしたいと思ひます。

まず、私の基本的な疑問が一つありまして、この疑念に、ちょっと市長にお答えいただきたいと

思うんですが、実は、私は大学の、40年前に大学を卒業しましたが、そのときのテーマが進化論だったんです。進化論に対する研究を、実は研究室、ただ一人で、教授と二人だけで、実は研究をしたわけでありましてけれども、その進化論の問題、これは皆さん、当然進化しているんだということで、当然のことだというふうに思っておりますし、教育の本にも書かれています。

しかし、この進化論というのは現象学としては正しいのであって、進化している、いろんな、なぜ進化の現象が起きているのかということについては、これは説明が不可能であります。

ダーウィンが、自然淘汰説、自然淘汰論というのを考えましたけれども、その前にも、いろいろな方々だ、ラマルクだとか、いろんな進化論の研究者がいたんですけれども、ダーウィンが一つの決定論といいますか、自然淘汰説を考えて、それが脱進化論の議論になっています。

ところが、アメリカなんかに行きますと、その進化論と、それから神の創造説というのがあって、この2つは並行して教育されているわけです。これ、なぜかという、証明不可能だからです。証明不可能、どうやっても証明不可能なんです。

これが、二酸化炭素の排出量が増えたことによって、気温が上がっているという話ですよ、要は。ところが、この人間がつくった、排出された二酸化炭素によって気温が上がっているのか、それとも地球の一つの周期、寒暖の周期によって、地球の温度が上がっているから二酸化炭素が増えたということも、実は言えるんです。

こうやって、海中に二酸化炭素がたくさん含まれています。温度が上がると、海水の二酸化炭素は増えるんです。このことによって、どちらが正しいのかということは、実は証明ができないんですけれども、そのことについてどういうふうにお考えかということを知りたいんです。

実を言うと、今は完全に人間のつくった二酸化炭素が大気のこの上昇につながっているということで、大前提でこれが進められております。

今回のノーベル賞の物理学賞を取った真鍋淑郎さんも、これ、そうした気候変動の問題でもって取りましたから、これは二酸化炭素が増えたことによって気温が上がったんだということが、この世の中当然として扱われておりますし、これからも当然そうなると思うんです。

ところが、私はどうしてもそこら辺が納得できない。納得できない中で進められているということが、非常に、ちょっと疑問な部分があるんです。そういったことで、そういったことについてどうしようにお考えかということです。

そして、この気候関係、もしくはその環境関係が、この議題に上がってきたのは、これは一つの政治的な判断で上がってきている部分があるんです。この共産主義は1990年代ですが、ソ連が崩壊することによって、言ってみれば社会主義者の方々によって提唱されてきた、これが環境問題であり、二酸化炭素の問題ではないかなということをおもうので、そのことについて、市長、どうお考えかということをお聞きしたいと思います。

そして、脱炭素を進めるということが、私は原子力発電、原発を無視して、避けて通れないのではないかということを思いますので、原発について、脱炭素をうたわれるのであれば、原発に対する一つの明確な考え方をはっきりと述べられて進められるべきだというふうに思いますが、その件について、どのようにお考えでしょうか。

それから、もう一つは再生エネルギーです。再生エネルギーが、これから強調されていくわけがありますけれども、この再生エネルギーについては、郡上市として、この地産地消型再生エネルギーということになると思いますが、郡上市でできることは何かというと、これは太陽光発電しか基本的にはないと思います。

小水力発電は、現在、太陽光発電の100分の3、3%、郡上市の中です。というふうに言われています。そうした中で、この郡上市として、地産地消型エネルギーをやっていこうとするときに、今後の方向性などをどのようにお考えかということをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。大変難しい問題だと私も思っておりますが、まず、第1点目の現在の気候変動あるいは気候危機というものが、人間の人為的な活動に伴って排出されるCO₂、あるいは、その他メタンガスとかいろいろありますが、そういうものに起因しているかどうかということでもありますけれども、これについては御指摘のように、じゃあ、そうではないんだという説もあることは私も承知をいたしております。

特に、例えばアメリカ等では、共和党と民主党の支持者が、それぞれ見解が大いに違うとか、そういうことはあるというふうに思っておりますが、地球が、それから大きな意味でいろいろと気候の循環を繰り返しているということも何万年単位とかで、そういうふうに見たときにあるということも事実だろうというふうに思います。

しかし私は、現在の、先ほどもお話のありました真鍋淑郎さんが、ああいう一つの変動モデルを、言わば研究をして、そうしたものが現在の理論の支柱にもなっているというふうに思いますけれども、言わば世界の最も最良の、そして賢明な人々が判断をして、今のいろんな枠組み条約等を検討しておられると。

アメリカに、「the Best and the Brightest」という、ベスト・アンド・ブライテストという言葉があります。これは、過去において、ベトナム戦争等において選ばれた人たちが政策の失敗をしたということを批判したものでありますけれども、しかし、今もそういういろんな異論がある中で、まさに世界の英知をかけて、そうした判断をしておられるという、これをひとまず私は信じて行動をしたいというふうに思っています。

これは、化学のことですから、いろんな化学の進展とともに、それが実は認識の誤りであったと

ということが証明されないとも限らないということは、重々思っておりますけれども、そのような、現在は、私はそれを、いや、全く人間の仕業ではないということを反証する力を持っておりませんので、今、世界のベスト・アンド・ブライテストが、この地球の気候変動に危機感を持って取り組もうとしていることに、取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、2点目の原子力でありますけれども、これは、確かに原子力の発電は、CO₂の削減という意味からは、CO₂は出しませんので、言わば、このCO₂削減、温暖化対策という意味では、非常に効果的であるという見方ができると思います。

しかし原子力発電は、その東日本大震災等でも示されたように、そういう災害等に弱いというようなことと、それから、もう一つは核廃棄物の処理という問題が、未解決問題として残っているということからすると、できるだけ、これを、この依存度を下げるということは、努力をしていかなければいけないことだろうというふうに思っております。

そういうことで、今回もCOP26に臨んだ、日本の岸田総理も臨まれたんですが、2030年度における2013年度対比のCO₂の削減率等も従来よりも非常に高めて46%にするというような形で、大幅に再生エネルギーの比率等を電力構造の中でも引き上げられましたが、原子力だけは、20%から22%という、取りあえず、2030年度の依存率を引き下げることがはされませんでした。新しいエネルギー基本計画は、です。

これは、私は、一国のエネルギー政策というものを、責任を持ってやっていくという場合に、いろいろと数字上は、例えばかなり、例えば再エネを高くするとか、いろんなことはできるかもしれませんが、国民生活、産業をしっかりとエネルギーというものを確保していくという立場からは、一つの、言わば苦渋の選択というか、それは高めてはいかないけれども、そういう比率は一応考えるというのは、私は理解をする立場でございます。ただし、できるだけ早く依存度を低めるということが必要だというふうには思っております。

それから3点目ですけれども、そういうことで、国は今、新しい新エネルギー基本計画というものをつくりました。そういう中で、従来よりも再エネの比率も、相当、電力における再エネの比率も高めました。そういう中で、郡上市としてもできるだけ、その再エネの生産というか、それを高めていく必要があるかというふうに思っています。

ちなみに郡上市内で、現在、小水力と、それから太陽光発電で発電している発電量が、郡上市全体の年間の主要電力量の、おおよそですけれども、これは仮定の数値の置き方でいろいろですけれども、ほぼ30%弱というふうになっておるようであります。

今の新しいエネルギー基本計画、この間、10月にできたばかりの数字で言いますと、新エネの、再エネの比率は36から38%ということですので、今回の、国の新エネルギー基本計画のほうが、ちょっと目標は高いと。郡上市の場合に、その太陽光が大きいのは、御承知のように、美並の大きな

メガソーラーがあるということもございます。

そういうことで、郡上市としては、郡上市の地形であるとか環境であるとか、そういった形で、でき得る限りの、再エネの生産の貢献をしていくということは必要だということで、これからいろいろと検討していきたいというふうに思っています。

ただ、この太陽光にしる小水力にしる、例えば脱炭素という意味では非常にあれですが、有力な再エネでありますけれども、太陽光にしるエネルギーにしる、その他の災害であるとか、様々な環境問題というものがないわけではないので、そうしたことをしっかり考えながら、郡上市としてでき得る限りの再エネ生産を取り組んでいくということが必要ではないかというふうに考えております。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。今、ちょっと灯油をはじめガソリンが値上がっておりますが、これも結局、バイデンさんの脱炭素がかなり影響しているんじゃないかというような話もあります。

こうした生活に、非常に影響するものでありますので、今後、非常に難しい問題ではありますけれども、是非郡上市として、今、お話しされましたことをしっかりと取り組みいただきますように、心からお願いを申し上げまして、簡単でありますけれども、一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山川直保） 以上で、森喜人議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分を予定いたします。

(午前11時07分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◇ 田 中 義 久 議 員

○議長（山川直保） 4番 田中義久議員の質問を許可いたします。

4番 田中義久議員。

○4番（田中義久） それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

初めに、前回9月に続きまして、新型コロナから市民の命と暮らしを守ると、このための質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第5波を経て、現在は市民の皆さんの足かけ2年になる徹底した感染予防対策と、行政、医療関係者にも多大な御尽力をいただいたワクチン接種等が功を奏して、岐阜県では、昨日まで5日連続感染者ゼロ、郡上市におきましては、9月25日以来、今日で76日でしょうか、連続して感染のないうれしい状況が続いております。

しかし、これ全国的な状況になっているんだというふうに思いますが、海外では感染拡大が、いまだ止まらず、また新しいオミクロン株の急速な広がりが懸念をされております。

このため、国ではいち早く入国時の水際対策を強化され、また希望者に対する3回目のワクチン接種の前倒しや、12歳未満の接種も報道されているところであります。

さらに、第6波に備えて、入院患者受入れの3割増や、健康上の理由でワクチンが受けられない方への対する無料検査、また、飲み薬の開発などが進められているようでございます。

先月末に示されました岐阜県の新対策では、感染拡大防止と社会経済活動の両立がうたわれるようになっております。まさに、新型コロナウイルス感染症から、私たちの命と暮らし、そして経済を回す、この取組がここまで進んできたということで、うれしく思っております。

さて、そこで、この感染症からちょうど2年といいますか、なります。この間、世界中の人々が苦しみ、対策のため、異常な閉塞の日々が続きました。そして大事な方が感染され、また、お亡くなり、悲しい思いをされた方も多くあります。お見舞いとお悔やみを申し上げる次第であります。

そして、一方では早期に開発され、効果上々のワクチンは大変ありがたいものであります。郡上市でも、この11月中旬をもって、12歳以上の希望者への接種を完了されたところであります。こうした中、現在は感染状況を見ましても、諸対策の実施という面からでも一つの節目のような気がいたします。

そこで、市長さん、この2年間を振り返り、また、これから第6波阻止のために必要となる市の対策、市民の皆さんの感染予防活動につきまして、節目の総括と、こういう意味で御所見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 田中義久議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思っております。

今、御指摘がありましたように、世界に、この新型コロナウイルスという感染性の病気といえますか、これが発生してから2年たつわけでありまして。

そして、郡上市においては、昨年11月の下旬に、最初の1人目の感染者が出てから、ほぼ1年有余という時間がたったわけでありまして。

いろいろと総括ということでございましたが、これまでに、先ほどもお話がありましたように、その昨年の12月下旬から今年の9月24日までに感染者が出たわけでありまして、ちょうど121人と

いうことで、それ以来は、おかげさまでゼロということでもあります。

振り返ってみて、この郡上市の感染者、121名というのをどう評価するかということでもあります。当然、人口の多寡によっても、あるいは、その地域が立地をしている、いろんな例えば大都市地域との距離の近さであるとか、様々な人間活動の置かれている立場が、環境が違いますので一概に評価できませんが、この121名というのを人口10万人当たりの感染者数という形で計算をしてみますと、私の計算では、岐阜県ではもちろん最も少ないところが白川村、そして飛騨市というふうになります。人口10万人対比の感染者数としては、郡上市はその次に低いという形になるだろうというふうに思います。

それから、余り数字が違わない形で下呂市もそうですが、そういうような形で、言わばその121名の感染確認ということは、郡上市としては人口の割合等から見て、よく市民の皆さんが感染対策に万全を期していただいたということの一つの表れではないかというふうには思っております。

ただ、死亡者が4人出たということは、これは、亡くなられた方には本当にお悔やみ申し上げますし、残念であり、また重大なことではないかというふうに受けとめているわけでもあります。

そして、この感染防止についてのワクチンの接種でありますけれども、これも郡上市の場合に、いわゆる個別の医療機関で行うということ、あるいは接種日時、場所等を、あらかじめ市民の皆さんに指定をして、それでももちろん変更の受付はしますが、ほぼ、その指定に従って、順次年齢階層別に受けていただいたと、大変市民の皆さんの御協力を仰がなければいけなかったわけですが、これについても市民の皆さんは、本当に最大限の協力をしていただき、また、医療機関のほうも日常の医療活動をしながら、よくこれだけやっていただいたというふうに思っております。

最近のワクチンの1回目、2回目の接種率では、いつも申し上げておりますが、郡上市は全人口対比で81%を超えておりまして、これは近隣の市町等と比べても、決して劣る数字ではないというふうに思っております。

途中、いろいろと御心配もかけたり、いろんなこの郡上市の取った方式は、それでいいことばかりではなかったと、いろいろ市民の皆さんにも御不便をかけた点もありますが、ここまで乗り切れたというふうには思っております。

これから、いよいよ3回目ということでもありますし、また、1回目、2回目も、これまではやっていないけれどもやりたいよというような方への対応というようなことも残っておりますが、しっかり、その3回目のワクチン接種を、1回目、2回目の経験等も生かしながら、そして医療機関の皆さん方もしっかり御相談をしながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、感染防止のためには、非常に市内の飲食店をはじめ、いろんな方々の御協力をいただいたんですけれども、これも本当に感謝申し上げたいというふうに思います。

今後の問題であります。先ほど御指摘いただいたように、今は本当に、言わば記念に小康状態

というか、こういう形で落ち着いておりますが、決して安心はできませんし、まして変異株というようなもの、オミクロン株だけでなしに、また次の新顔も、また現れるかもしれないというようなことも含めて、十分、いわゆる第6波というか、そうした形で警戒をしていかなければいけないというふうに思っておりますが、過日、岐阜県のほうから、現在の状況を踏まえて、感染防止あるいは医療体制の整備ということをしっかり進めながら、片一方で県民の経済、生活というものも、これは両立できるようにやってくるんだという方向が示されました。私たち郡上市も同じだというふうに思います。

これからは、もちろん十分警戒をしながら、しかしこれまで、ともすれば滞っていた経済活動、市民生活というものを、活性化していかなければいけないというふうに思っております。

現在、商工のほうの飲食店で活用していただいて、プレミアムの商品券をつけるとか、タクシー代行運転についての活用というようなことも、そろそろ時間を見ながら始めていこうということで、今、周知をしているところでありますし、それから一方、この間の補正で認めていただいた、なおかつさらに感染防止にも万全を期していただくというようなことについても、支援をしてみたいというふうに思います。

そうした、言わば感染防止と、それから経済、生活の再開といいますか、活動をしっかり進めていくという、両用の構えでもって、市民の皆さんと心を合わせて対応してみたいというふうに思います。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保) 田中義久議員。

○4番(田中義久) ありがとうございます。本当に確かな分析、それから着実な実行体制、その上でしっかりした対応をしていただいたということで、今、力強くお聞きをしました。

私も、県のこの両立、感染防止と社会経済活動を回復していくと、この両立方針というのは、市長言われましたように、非常に大事なことだと思います。ぜひ、その方向でお考えを実行していただきたい、よろしく願いたいと思います。

さて、この感染症につきましては、人と人が出会い、また語り合うこと、また交流することをやめる、やめさせる、そういう対策を世に強要しました。私たちの社会経済活動は、このために大きく停滞したわけであります。これが2年、また今後、少し延びていくという中では、そちらの生活様式といいますか、在り方が習慣になっていく、そして元に戻せないのではないかとというような心配があります。

そして、親族や友人、また地域の健康福祉活動にも深刻な影響を及ぼしていくのではないかと、実は私は危惧をしております。これに関連する分野、私は、今、介護予防、認知症予防について、非常に心配をしているところでございます。

例えば元気な独居の高齢者、あるいは同居であっても、これまではいろんなサークルとかシニアクラブの活動に参加できた、あるいは訪問していただけた、それが、そういう集まり、そういう出会いさえもはばかられる、そういう中で、人と人の接触が絶たれ、楽しい会話の場も、機会も奪われた方々が、自宅の中で寂しい思いをされておられる。

そして健康の保持が難しくなって、そして心身を壊されたり、あるいは認知症が進んでしまうと、そういう事態が人知れずうちに進行していくのではないかと、そういう心配を、今、私は大きくしておるわけでございます。

今時点、このことは潜在しておって、明白になっていない部分があるかと思いますが、実は大きな問題が来訪しているのではないかと、こういうふうな心配でございます。

全国の自治体におきましては、今、その対策が様々に行われ、始められております。実は、フェイスブックで、私はつながりを持っている本巢市在住の県職OBの岡崎敏郎先生、この方、市長さんも御存じなのかもしれませんが、県職のOBの方ですけれども、本巢市から委託されまして、体を元気にする教室、それから、骨や介護予防、脳を元気にする教室、認知症予防、これを非常に精力的に取り組み、その運動を広めるような活動を極めて積極的に行われております。

そして、感染対策をしっかりしながら、今では何十人集まって、そのコロナのことでできなかった分まで取り返そうと頑張っておられるわけであります。

財源は、介護保険からでありまして、この予算、国に使わなければ戻していくということであれば、なお一層使う必要があります。

県庁におかれましても、健康福祉政策課や高齢福祉課の見解は、市町村において積極的に取り組んでほしいと、こういうふうな御指導があります。

岡崎先生の場合は、厚生労働省の効果評価マニュアルも使って効果測定を行い、その結果は確実に向上していると話されてみえました。やはり指導者養成、育成、そしてプログラムの内容が大事です。今こそ郡上市もこの運動を大いに取り組まなければならないと思います。

身近なところでは、かつて音楽療法士、あるいはレクリエーション資格を持った方々が、いろんなところで自発的にやられていた健康教室、今、こうした活動はどうなっているのでしょうか。ウイズコロナの時代、令和3年度現在で郡上市の事業実績はどうなっているのでしょうか。あるいはこのことに対して、この行動様式が変わった中で、これからの介護予防、認知予防対策をどのように取り組んでいただけるのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） お答えをさせていただきます。

コロナ禍での外出自粛などがもたらす高齢者の健康への影響は、市としましても課題として受けとめております。市の要介護、要支援認定者は、令和3年9月末現在、2,764人で、昨年の同時期

と比較すると10人増となっております。その内訳を見ますと、要介護が48人の増、要支援が38人の減であり、重度化が進んでおると言えます。

市では、サロン等にリハビリ専門職を派遣し、介護予防の取組を支援する事業を行っておりますが、令和元年度の実施回数90回に対しまして、コロナの影響が出た令和2年度は34回と減少し、サロン活動の自粛が見られました。

議員が例に挙げられました本巢市の取組を御紹介しますと、認知症予防の教室を2か所、介護予防の教室を1か所、いずれも隔週で通年実施しておられます。厚労省が提供する資料に基づき、認知症効果評価や体力測定を実施し、一定の効果が得られていると伺っております。

教室の内容は、日本健康レクリエーション協会に委託し、大学教授、医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、音楽療法士、健康運動指導士などが講師となって実施されております。

なお、郡上市におきましては、音楽療法士は音楽療法協会の会員である方が5名みえるほか、協会の会員でない方も数名活動されておられます。

聞き取りをしましたところ、福祉施設等で現在も音楽療法を行ってはみえますが、コロナ禍の影響で活動量は減っているという状況でございました。

郡上市レクリエーション協会は、30名ほどの会員から成る組織で、郡上踊りや3B体操、ターゲットボードゴルフなど、様々な活動を現在も行っているほか、一部の地域では、健康体操を毎週実施しておられます。

市が直接行う介護予防事業としましては、元気アップ教室を1か所12回、市内6か所で開催し、教室終了後は自主的な会合の場の創設を支援しております。また、虚弱な高齢者の心身の機能維持、状態悪化を防止するためのフレイル予防教室を、毎週1回、市内5か所で通年で実施しております。

事業はプログラム化され、栄養士や歯科衛生士、リハビリ専門職らが関与し、認知症予防を含む複合的な事業内容となっております。

これらの事業は、介護保険の介護予防、日常生活支援総合事業として国や県の交付金を活用して実施しており、活用可能額の96%を使っております。また、本巢市同様、郡上市でもNPO法人等に事業委託を行っており、岐阜県介護予防マニュアルに基づくリハビリ専門職による効果測定の結果では、教室前後の体力やふだんの自分の健康状態に対して、どのように感じて評価しているかという主観的健康感の向上が見られております。

ウィズコロナ時代の介護予防、認知症予防の取組としましては、令和2年度から体操番組の作成やシニアクラブとの連携による自宅でできるフレイル予防の取組の啓発など行っております。そのほか、サロンなど通いの場の再開に向けまして、介護予防サポーターやサロン代理業者等にアンケート調査を行い、困りに対する支援策を実施しました。

また、今年度は全国国保診療施設協議会モデル事業として指定を受け、訪問型介護予防の研究推

進を目的とした近所の高齢者を訪問する際に、介護予防の知識を持って訪問できる人、御近所サポーターの養成をオンラインで行っております。

今後の取組としましては、今回、御提起いただいた本巢市の取組も参考にしながら、通いの場のさらなる充実を図るとともに、有資格者等の協力も得ながら、様々な通いの場の拡充を行って、地域ぐるみで事業を展開していきます。

また、併せて通いの場に参加されない方への訪問活動や情報通信技術を活用した介護予防活動についても検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保) 田中義久議員。

○4番(田中義久) 大変詳細にお話、説明いただきましてありがとうございました。

実は、私も質問するにあたりまして、いろいろと一般介護予防事業でありますとか、認知症施策の体系について、いろいろと前もって勉強させていただきました。

そして、実は非常に多くのそうした取組をされているということを実感しまして、本巢市の先生にも、「いや、郡上市、全然負けてないですよ」と、「頑張ってるやっていますよ」と、こう言いました。

しかし、しかし、事は、よく、僕は例え話で言うんですけど、お寺の行事でも、本当にそういう気持ちのある人が集まって、来てほしい、行くといいなと思う人は、なかなか、それ社会教育でも、どんな事業でもそうです。そういうことを考えると、今のこの介護とか認知症予防につきましても、自宅に見える方は、幾ら教室をやられたって出てこれないわけでありまして。

ですから、今回はコロナ禍の中で、そういう生活行動様式が大きく変わって、人との交わりが絶たれてしまって、そしてそのことが習慣化されていく中での対策、これを非常に重点的に取り組む必要があると、こういうことを御指摘させていただきたいと思うわけでありまして。

この庁舎2階のエレベーターホール、健康福祉部前ですけど、あそこに認知症サポーター養成講座を経て私にできること、たくさん、こういうふうを書いて貼ってあります。まさに、今、言われたようにいろいろな取組がありますが、やっぱり、でもやる側はやっていると思うけれども、受けるほうは情報量も少ないし、意識にも隔たりがあるということですから、そういう実態の中で、市の声が届いていない方、そこへの対策、地区の中で指導者が自ら自発的、自立的に取り組んでいただける、そういう仕組みづくり、まさにこれは市民協働センターなどが一つのテーマとして取り組んでいただくといいというふうに思います。

ぜひ施設内でボランティアを行っていただく方もそうですけれども、またその方たちも、実はその方たちの生きがいになって、健康づくりになっていくというふうな、相互の効果がありますから、ぜひ、この取組を郡上市モデルといいますか、新しい、そういう具体的な、しっかり中に入ってい

く方法で取り組んでいただきたいというふうに思います。

ぜひ市長さん、今、予算編成のタイミングであります。ウィズコロナ時代を意識して、介護と認知症の予防、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

それでは、2つ目の災害から市民の命と暮らしを守ると、こちらのほうに移らせていただきます。

最近の異常気象等による災害が、非常に多いという実感を持っております。甚大な被害をもたらす異常気象が、毎年、しかも複数回起きているというふうに感じております。

令和3年度、今年の岐阜県下における異常気象を見てみましたら、10月までに実に9回の異常気象、そして公共土木施設が被災をして5回の災害査定が行われております。

郡上市でも、先般9月議会だけで2回の災害復旧の、その補正予算が上程され、8月豪雨の復旧対策に約3億円が計上されました。私は素早い対応、そして迅速なこの予算の措置、これに本当に高く、私は評価し、感謝し、自分の議会報告でもこのことを広く紹介をさせていただきました。

ところが過日、小那比の神田橋周辺の三ツ谷川と神奈良川の合流地点を視察しました。ここは御承知のとおり、平成30年6月末から7月上旬の豪雨で水害が発生したところであります。

市では、周辺の地区の復旧事業、大変取り組んでいただきました。県も大変取り組んでいただいたというふうに思っておりますが、今は今後の大雨対策として、この出会いの河川断面を広げる、それをいち早くやろうということで、河川の左岸のほうを削っていただいて、出会いの水量の流れをよくしたと、こういうことがされています。これが今年の2月、3月の取組でありました。

それから、8か月余を経て、今もその削ったままの左岸に土が盛られている状況で、護岸がまだ動いていないと、こういうふうに見られるという状態であります。

市では、もちろんこの護岸工事を計画されているようですが、恐らく私が感じたのは、担当者の方がお一人でこの仕事を担って、背負って、そしてまた八幡全体の多くの現場も持っているために、地元説明とか測量設計の業務が遅れたのではないかなというふうなことを、これは本当に一人勝手に推察をしました。

職員の方には、本当に御苦労様と言います。現場を見ているから、それは分かっておりますが、しかし、地元では雨が降るたびに心配をしておられます。小那比川の下流は関市管内に入って県管理です。この上流は市の管理、こういうことでも差が出てくるのではないかなというふうに感じております。

そこで、この箇所は、実は昨年も今年も、八幡議員会で4人で現場視察を行ったところであり、その状況につきまして、市にも報告をさせていただきました。その上で、私は今回これを一つの事例として取り上げさせていただきました。どうかこの護岸工事を計画的に進めていただくこと、そ

して過日、市長さんにも写真を少し見ていただきましたけれども、今でも、この豪雨の応急対応の土のうが残っているような状況のところがあるわけであります。

大事なことは、こうした対応が必要な箇所を、市がしっかりと把握されて、順次計画的に施工していく、そして巡回し、パトロールし、地域の皆さんに、今、ここまで進んでいる、これからこのように進めていく、皆さんの御意見ありますかと、そういうやり取りが地元でされるということが、非常に大事なことであるというふうに思います。

「私たちのことは忘れられているんじゃないか」と、私に、ある自治会長さんが言われました。少しショックでした。今回のことを通じて、災害復旧、修繕保守、各種基盤整備を含め、地域のこの建設工務を担当する職員の方に、非常に荷重負担になってしまっているのではないかと、そんな気が正直いってしております。

質問通告では2つに分けておりますけれども、護岸工事の、あるいは災害復旧等の関連の事業の進捗状況と、これからの計画、それから後半で申し上げました職員のその荷重負担の現状、そういうことにつきまして、建設部長さんから御所見をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それではお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、今ほどのお話に出ておりました小那比地区の災害関連の工事等につきまして、これまでの経緯を含めて御説明を、少しさせていただきたいと思っております。

小那比地区におきましては、お話のとおり、平成30年の6月・7月にかけての豪雨、こちらで、いわゆる浸水等の被害が発生したわけですが、これを受けまして、令和元年度には小那比川の河川断面の流下能力、こちらの検討業務を実施したところでございます。

令和2年度には、先ほどお話でもありました神奈良川の合流地点、ここの河道の拡幅の暫定対策ということで、工事をさせていただきまして、併せまして周辺の地権者等の土地の境界等も確認をさせていただいたところでございます。

これによりまして、今年度ですが、その暫定工事の一部残地部がございましたので、これを実施し、この小那比川の河道の拡幅の、要は詳細設計、この業務に現在入って進めているところでございます。

令和4年度以降につきましては、今年度のこの詳細設計の業務の成果に基づきまして、地域の方への御説明、あるいは上流用地買収等を行いまして、小那比川の河川護岸の改修工事、こちらの着手に向けて進めていきたいというふうに思っております。この業務の進行段階におきまして、地域の方々にも御説明をさせていただければというふうに思っております。

併せまして、この小那比地区の周辺の工事ということでございますけど、平成30年からいろんな工事をやっておるわけですが、30年度には道路復旧で2か所、河川の復旧で10か所と、令和2年

度につきましては、河川復旧で1か所、合わせまして13か所の災害復旧工事ということで、総額で約2億800万円の工事を実施しております。

また、県のほうの土木事務所、こちらにおきまして実施いただいておりますものを、平成30年度には道路の復旧で3か所、砂防関係で6か所ということで、合わせて9か所の約1億5,000万円の事業を実施していただいたところでございます。

今年度以降につきましてはですけど、先ほどお話ししました先般9月議会のときにお話をさせていただいた今年度の災害復旧、こちらにつきましても、道路の災害を1か所実施という形で進めておりますし、関連工事ということで小那比地区の防災の治山事業、こちらにつきましても、1か所県のほうで実施をしていただくというような状況でございます。

それぞれの工事につきましては、先ほど申しましたように工事、施工の段階で、それぞれまた地域の方々にも御説明等をさせていただきたいというふうに思っております。

また、後段の件でございますけど、一応、事業の実施体制につきましては、建設部におきましては、また地域のほうでも対応いただいているところですけど、まず建設部では、八幡の担当課長1名、これに、いわゆる建設工務のほうで、振興事務所と同様に、いわゆる八幡の地域担当、こういったものを配置してございます。

その中で、八幡の振興統括さんとともに事業についての協議、あるいは調整、こういったものをしてしながら、それぞれの指示の中で、各市の建設事業、こちらに対応している状況でございます。

振興事務所の、いわゆるそれぞれの所管と同じように、建設工務の中でも、いわゆる担当という形の体制を取りまして、一応、事業のほうは進めておりますし、課内の職員のほうでもそれぞれの業務についての相互の支援をしているというような状況で、現在進めております。

ちなみにですけど、本年度の土木事業で見ますと、大体5名が、今、担当しておるんですけど、一人、大体繰越しも含めて12か所をもって進めておる状況ということで、当然、工事にあたっては専門的な技術の習得、あるいは知識の勉強をしなければいけないということもありますんで、そういったものも含めて、鋭意、職員も業務に当たっていただいているというところでございます。

また、地域の振興事務所の担当者につきましても、これはうちの担当所管じゃなくして、ほかの所管も一応兼務してやっておるという状況かと思えますし、うちの建設工務につきましても、市内全体の工事も併せてやっておるという状況でございますので、いわゆる地域専属という形ではない部分で行っていることも、ちょっと御理解はいただきたいなというふうに思っております。

いずれにしても今後につきましては、それぞれの担当の職員と連携を密にしながら、少しでもスムーズに業務が進められるように行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(4番議員挙手)

○議長（山川直保） 田中義久議員。

○4番（田中義久） ありがとうございます。小那比という固有名詞を使いまして申し訳ございません。実際、我々も現場を見て、そう率直に思ったことを発言させていただきましたが、これは一つの例であります。郡上中、全体、非常に広いエリアを、本当に少ない職員の皆さんがフォローして、カバーしていただいているということは、いつも見て承知しておるわけであります。

ただ、たまたまこの八幡の場合は、振興事務所がないだけに、八幡統括、振興統括と、やはり各部各課の八幡振興担当課長との連携、そのときに、やっぱり各部の中での統制の中でやるということがありますので、うまくそういう振興事務所のない中での、そのバーチャルなその郡上の八幡の在り方というものを、部の中でも御配慮いただきながら、そして、やはり地域に対しては、事前の説明とかあるいはヒアリングとか、御意見をしっかり聞いて、それを工事に反映できるようなやり取り、こういうものは非常に重要だというふうに思います。

大変なことは重々承知の上、申し上げているわけでありましてけれども、今、建設部長さん、本当に真摯な御返答をいただきましたので、そういう形で、少し改善も入れていただきまして、今後の取組を進めていただきたいというふうをお願いをいたしたいと思います。

それでは、少し時間が残りましたけれども、以上で一般質問を終わらせていただきます。どうも、大変ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、田中義久議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時53分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 田 中 やすひさ 議員

○議長（山川直保） 11番 田中やすひさ議員の質問を許可いたします。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は大きく2点の質問になりますが、1次産業を中心として質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

1問目の農業と食について質問させていただきます。

農業が直面する課題は、直近では明日の質疑が行われる米価、米の価格の問題から、中長期的には先日の農業振興大会のテーマでもあった担い手といったような持続可能性まで様々あると思いま

すが、私はそういった課題へのアプローチとして、川上である生産だけでなく、生産、流通、消費のサプライチェーン全体を考えていくことが大切であるというふうに考えています。

今回は、そこで川下である消費、つまり食と生産、つまり農の距離に着目して質問を行いたいと思います。よろしく願いをいたします。

市長は、高鷺での市民の皆さんとの座談会で、身土不二を大切にしたいとお話をされたと参加者の方からお伺いをいたしました。これは人間の体と土地は切り離せない。その生まれ住んでいる土地のものを食べるのが体にとってよいという意味の言葉であります。食と農は歴史的にその距離を広めてきたのが、現在までの大きな流れではないかというふうに思っています。

人間は多くの時間の中で食の確保が最大の課題で、食は日々の暮らしの中で意識せざるを得えない自分事でしたが、現在は食と農の距離は広がっています。

例えば、我が国のフードマイレージ、これは食料の輸送量掛ける輸送距離のことですが、日本は世界で断とつのトップ、韓国やアメリカの3倍にもなっています。これは食糧安保も問題であると同時に、農業のSDGsといった意味でも大きな課題であるというふうに捉えています。

こういった状況の中で、従来から叫ばれていた地産地消から地消地産へ。また地消地産からローカルフードシステムといった流れが芽生えつつあります。

まずは、食と農をつなぐ最も身近な結び目である学校給食について、質問したいというふうに思います。

市でも、市内産の自給率向上に向けて努力をしてみえますが、関係者の方々にお話を伺うと、企画の面、ロットの面、価格の面、流通面など様々な課題がございます。

そこで、教育委員会と農林水産部にそれぞれ質問をいたします。

教育的な意味からも、市内産の農産物の活用は子どもたちにとって、大変有意義だというふうに思いますが、前述した課題もございます。

そこで教育委員会としては、まずは市内農産物のみの給食の郡上の日を作って、子どもたちに提供するのはいかがかと思いますが、教育委員会の御所見をお伺いをいたします。

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員の質問に答弁を求めます。

佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

初めに、学校給食における食材の活用状況について、少し御説明させていただきたいと思います。

本市の学校給食の食材は、多くは市内の指定納入業者40社ほどから調達しております。それから、野菜等は50件の市内登録農家からも納入をいただいております。このうち市内産農産物、野菜ですとか果物でございますが、これらの使用量の割合は平成30年度が16.2%、令和元年度が22.8%、令和2年度が23.2%となっております。

郡上市の農家は露地栽培が比較的多いということで、天候によって左右されることもございますが、徐々に増加している状況でございます。まずは、市内産農産物の使用量率30%を目指したいと考えておまして、田中議員の御提言は安全でおいしい給食の提供とともに、地産地消の推進に向けた重要なものであると受け止めております。

このようなことから、郡上の日を設けることについては、今後、検討をしていく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 努力をしていただいている、徐々にではありますが、市内産の農産物、おいしいものが子どもたちの口に入るといことで、非常に心強く思いますが、ぜひまずはきつぱづけといいますか、そういう日をつくっていただいて、また生産者の皆さんと交流したり、いろいろなことができいくと思っておりますのでよろしくお願いしたいというふうに思います。

この取組をさらに今30%というような目標数値がおっしゃられましたけれども、これをさらに推進していくためには、先に述べた課題もありますけれども、農家さんにとっては学校給食は市場価格より有利な価格で販売ができたり、安定的な販売先と一定の出荷量が確保できることからメリットもございます。

保護者負担が増えないように、かつ生産者のためにも、子どもたちにおいしく安全な食を届けるために、給食に対するさらなる支援を農林水産部としても行っていただきたいというふうに考えますが、農林水産部長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保） 五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩） 失礼します。

農林水産部としましては、地産地消を進める中でおっしゃられるとおり、学校給食、市が直接関与するような供給については、重要なテーマとして認識をしております。

これまでも、以前の話になりますが、平成21年度には学校給食と連携をしまして、学校給食地場産導入促進プランというのをつくらせていただきました。これは何かというと、いわゆる学校給食側は市内産農産物の利活用推進と食育の部門をしっかりと充実していくこと。逆に農林水産部としては、生産拡大や供給体制の充実、さらには県の補助事業を活用して、食材購入経費の補助を行う。こういったことを主な役割としてすみ分けをしながら推進を進めてまいりました。

結果、プランをつくる以前の平成20年の学校給食での市内産使用率は7%、21年度は9%でありますので、先ほど教育次長が答えたように、直近の令和2年度の23.2%まで上がってきたことは、これは一つ一定限の効果があったと思っておりますし、今後もこのことは続けていきたいと思っております。

なお、促進プランに基づいては、これも田中議員がおっしゃったとおり、システムとしてやっばり確立することが何よりも重要でありますので、やはり農家の方が学校給食に食材を納入しやすいように、一つは年間を通じた安定した基準単価の導入です。いわゆる契約栽培的にこれだけを作ってこれだけ収めれば、収益としてもしっかり確保できるというシステムを一つつくりましたし、また併せて登録農家と呼ばれる、それまでは個別の地域地域の給食センターの範囲の中だけで、知り得る農家さん情報で、こういうのが作れないか、納めていただけないかということでありましたが、これを市内全域の給食センターで登録されている農家の情報を集約し、全給食センターで活用できるように、登録された方は何月頃にどういったものをどれぐらい出せるかと。そういった情報を集めた登録農家制度をはじめましたし、必ずこのことについては毎年度新規の農家募集も併せまして、年度末に技術者側の学校給食としてはこういった野菜がほしい、こういった量を使いたい、こういった単価でお願いをしたい、そういうマッチングのほうを必ず継続的に実証していっておるというものであります。

こういった取組のほかに、食材の経費の支援としては、県の補助事業を活用して、購入経費の一部を助成させていただいておりますが、この使用量につきましても、平成29年は1万842キロ、平成30年は1万2,382キロ、令和元年は1万6,154キロ、そして昨年度はコロナ禍で一部学校給食の中止期間もありましたので、少し減って1万5,215キロとなっておりますし、経費助成につきましても、令和元年が70万2,000円、昨年は62万円というふうになっております。

ここで、今後も新たな、ということの中で、御提案をいただいた郡上の日の実現に向けて、現在予算編成中ではありますが、新年度事業で新たな事業として御支援ができないか、そういう制度設計を、今、検討中であります。

具体的には、この制度の事業の中で野菜をはじめとする郡上を代表するような農水産物や加工品を保護者に新たな負担が生じない形として、農林水産部の予算で食材を調達して、学校給食のほうへ提供できないかと考えております。

郡上の日自身がオール市内農産物で賄われるのか、あるいは日頃食べられない高価な一品を追加するのか、そういったことについては、さらなる検討が必要かと思いますが、いずれにしても学校給食と連携して、郡上の日が将来を担う子どもたちにとって、笑顔で給食が心待ち遠しいという日になるよう、また食材を提供される農家や事業者の方が、誇り、生きがいをもって生産向上に務まるように取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 満額回答いただきましてありがとうございます。

続きまして、市が行っている市内農産物を市内の飲食店などへ流通する課題に対する取組である

農産物等活用ネットワーク事業についての展望について、質問をいたしたいと思います。

これは若手農業者の皆さんからお話をお聞きしながら行っていただいた事業で、継続して現在取り組まれているものですが、市内の農産物の流通の面から農業者の皆さんを応援するものであり、さらには農の面からの観光立市の取組であるというふうに捉えています。

ただ、道の駅などでは担当者の方からお話を聞くと、農産物が不足しているといった課題もございます。流通の課題はもちろんです、消費の拡大が生産の拡大に結びつけるようなそういったことが根本的な課題ではないかというふうに捉えています。

市としては、今後、市内農産物の流通促進に向けてどのように考えているか、その展望について農林水産部長にお聞きをいたします。

○議長（山川直保） 五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩） 失礼します。

まずは、1点、その取組として、昨年度から始めさせていただきました農産物等活用ネットワーク構築事業を進めております。

この事業は、まさに議会からの政策提言もありましたが、観光立市の重要な地産地消、あるいは地消地産、さらには将来的には地産外消まで少し視野を入れた事業として取り組んでおります。令和2年度は決算額362万4,000円で、中身としますと中核施設である郡上旬彩館への委託事業としております。

こういった事業については、一つは戦略的に進める必要があることから、まずは取組前に、市内の飲食店等事業者304事業者に対して、アンケート調査をさせていただきました。残念ながら回答数は54事業所にとどまりましたが、それでも54事業所の中で、市内農産物を活用したいとおっしゃられる事業所が34事業所。そして、農産物そのままではなくて、カット野菜のような一次加工処理をして、活用したいというところが21事業所ありました。

こういった調査、分析をした上で、具体的な実践活動として、一つは旬彩館を物流の拠点、集約化を進めるという中で、ストック機能を高める低温の野菜保冷庫を導入しました。また、人的にも集出荷や在庫管理、さらには事業者とのマッチングも行うために職員1名分の人件費も支援をさせていただいております。

そういったことを踏まえながら、物流便として北部方面に週3回、南部方面に週3回という形の中で、具体的には給食センターであったり、あるいは道の駅、さらには納入を希望される事業者のところへ直接、野菜農産物をお届けするという事業を開始させていただいております。令和2年度は、延べで170回、取引事業者は14事業者ということになっております。

令和3年度も引き続きこういった取組は進めておりますが、新たにやはり実需者のニーズにあった農産物の栽培が必要だということで、試験栽培も始めております。例えば、紅芯大根、あと紫キ

ャベツ、イタリアンパセリ、海老芋等、こちらが、今、10種類になっておるといことですし、取引事業者も14事業者から17事業者へと拡大はしてきております。

この拡大してきた中では、先ほどの調査結果の中で、一次加工をした農産物がほしいというニーズがありましたので、こちらにつきましては旬彩館自身は食品加工の機能を持っておりませんので、八幡あるいは和良にある女性を主体とした農産加工法人と連携して、野菜を旬彩館がそういった加工のところへ持ち込んで、そこで下処理をして、実需のある事業者へお届けするといった、新たなそういうネットワーク、芽ばえも進んできておるといふうに考えます。

4年度も引き続きこういった事業も継続しながら、さらなる地産外消の中では隣接する大野市道の駅荒島の郷への物流品を少し検討を進めておるところであります。できるだけいろんなテーマの中では何よりも実践活動が必要ですし、そして消費をされる方の意見を聞いた形の中で売れる農産物づくりをするということ。

少しでも、やはり距離を縮めるためには、利便性の向上の中で物流のようなものを効率的に行っていくということが必要と思っておりますので、引き続きこの事業を核としながら、農産物のネットワーク構築強化を図っていければといふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 私も物流面についての課題等については聞いておりますので、またそういったところで後押しをしていただきながら、オール郡上で農を基礎とした観光立市と結びつくような取組を期待したいところですので、よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、国の新たな戦略について、詳細についてお伺ひをしたいと思います。

今年度、農林水産省は持続可能な食料システムの構築に向けて、中長期的な観点から調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することを目指したみどりの食料システム戦略というものを策定をされました。

これによれば、かなり高い目標が掲げられています。例えば農の分野でいうと、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現とか耕地面積に占める有機農業の取扱い面積の割合を25%に拡大するなどがございます。非常によいことではあるかと思ひますが、現実的には非常に難しい、農業者の皆さんが対応していくのは難しい部分もあろうかといふうに思ひます。

本市としても、持続可能な農業に向け取組まねばならない大きな課題であります。このみどりの食料システム戦略に対してどのように対応していくか、農林水産部長にお伺ひをいたします。

○議長（山川直保） 五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩） 失礼します。

おっしゃるお話として、農水省の策定したみどりの食料システム戦略といふうな形で私も手元

に持っておりますが、その中で全体的に大きな課題、これは本市だけではなくて、全国的に大きな課題として捉えておるのは、耕地面積の25%を有機農業で進めていくと。面積換算すると100万ヘクタールということでもあります。

有機農業は、脱炭素のこともありながら以前から取り上げられておりましたが、具体的には平成18年の有機農業推進法の中で有機農業とはという定義づけがなされております。

それは、一つ、科学的に合成された肥料、農薬を使用しないと。もう一つは遺伝子組み換えの技術を利用しないと。さらにそういったことを踏まえた上で、環境負荷をできるだけ軽減すると。いわゆる環境にやさしい農業を進めるという形の中で、定義づけをされております。

こういった有機農業を進める中では、併せて国の持続農業法、こちらは平成11年に策定されておりますが、その中で有機農業に取り組まれる農業者については、都道府県が認定するエコファーマーという制度があります。これは制度開始した平成11年は、全国で19名でありましたが、最盛期の23年は全国で約21万6,000人まで増加をしてきたと。

ただ、その後は高齢化であったり、やはりエコファーマーを取得するための基準が大変厳しいということで、直近の令和元年度は8万4,000人まで減少しているという現実がございます。

また、こういったエコファーマーを取得しても実際は有機農産物として販売するためには、これも国の基準である有機JAS規格の取得をして、初めて有機農産物として販売ができるということです。

これは申請にも費用がかかりますし、現地検査を行いながらということで、これも非常に基準としては高いものがある。なお市内には、この有機JASを取得されて販売をされている事業者が和良及び大和の農業に携わる法人の方が実施をされている状況です。

少し有機農業という形と混乱する類似語として、無農薬栽培、あるいは自然農法といったものがございますが、これはいろんな意味でしっかりとした定義がなされておるわけでありませんし、自然農法もいろんなやり方で、言葉は語弊がありますが、全てを自然という形で何も手をかけないというのあれば、自分は農薬をしっかり使いながら後はできるだけ、ということもあって、しっかりとした定義や認証する機関がないことから、現在は無農薬栽培、あるいは自然農法という形での販売や表示は禁じられておるといった状況になっております。

こういった、併せて先行して、岐阜県のほうでは減農薬、あるいは減化学肥料の栽培については、クリーン農業という形の登録制度も既になされております。

こういった方向の中で、市内の状況にしますと、先ほどの有機JASを取得されている法人以外に、郡上高校の森林科学科は原木シイタケや自然薯のAS I A G A Pという資格を取得されました。

岐阜クリーン農業に登録されている農家の方も多いです。それ以外にもできるだけ有機的な農業や無農薬というような形を志される農業者の方はおみえになりますが、公式な資格取得までには至

っていないのが現状です。

市とすると、この有機農業についてはいろんな考え方がありますが、一つはやっぱり農産物に高負荷価値をつけると。いわゆるできるだけ高く販売ができる有利性があるというふうには考えておりました。27年から国の環境保全型農業支援事業を活用して、推進をさせていただいております。

27年当時は、市内で約40名の方にこういったことに取り組みませんかというお声がけをさせていただきましたが、結果的には今年度時点で無農薬、化学肥料を使わない水稻栽培に北部と南部でそれぞれ1団体が取り組まれて、支援している面積は608アールになっております。

また、それ以外も市としては、いわゆる耕畜連携の中で畜産から出される堆肥、これは有機であったり登録済みの堆肥になりますが、こういったのを野菜生産の中で土づくりとして使われる団体に対しては、支援事業を継続して実施をしております。

昨年度で、散布面積1,490アール、4団体、大根であったりアスパラ、花き、イチゴの組合に対して、御支援はさせていただいております。総じて、有機農業自身は本当にうまくいけたらいいですが、ハードルは非常に高いということ。大きな課題はせつかく有機農業を取得しても消費者の方がその認識をしっかりと、通常の作物より高価で買われるものがしっかりと確立していないということがあります。

今回の国のそういった目標に対しても、8月にウェブ会議の中で、国としてはどのようにお考えでどういった政策があるかということをお聞きをしましたが、残念ながらそのときに具体的にどうやというよりは、やはり高い目標をもってという感じの考え方でありましたので、今後についてはやっぱり国がこれをさらに具体的にするためには、どういった施策、支援事業も含めてですけど、なされるかを注視しながら決めていく必要があるかというふうに思います。

そういったことも踏まえながら、ハードルは高いですが、矛盾するようですけど、やっぱり世界全体の流れの中で有機農業というのは一つ時代の潮流であり、重要なテーマでありますので、国の動向と支援策、そしてそれに取り組む農家の労苦、負担をしっかりと見極め、しっかりとした売り先が確保できるような形の中で有機農業の推進策というのを考えていくべきというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 私も報道ベースでしか分からないのですが、部長おっしゃったようにEU等がやっぱりこういう部分に取り組んできて、かなり農水省も高めの球を投げられたなということを感じていますが、そういった部分というのは攻めの農の部分で、日本もこれから農業輸出を増やしていくといった部分での取組のことと、もう一つはエシカルな消費者というか、消費者自身がそういったエシカル嗜好になって、自分たちでこういったものを買いたい、こういったものを口に

入りたいという部分の消費者が増えてくるという部分に関する取組ではあるからというふうには思いますが、あとはカーボンニュートラルの世界的な動きがあるかとは思いますが、ただやっぱりそれだけではなくて、やっぱり通常農業の全体としての底上げという部分を目指しながら、今、部長がおっしゃったようにゼロか100かではなくて、そういった部分に関しては高付加価値化で選ばれる、もしくは値段が高いけども買う、そういった市場で勝負する部分がありますし、それ以外の部分の農業に関しても後押しをしていただきながら、郡上全体の農業がうまくいくような形でフォローしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、今度は山のほうについて質問させていただきます。

Jクレジット制度についてでございます。

現在、地球温暖化対策への機運の高まりを背景に、温室効果ガスの排出量の取引きの一種、炭素クレジットと呼ばれる民間主導の仕組みに注目が集まっています。

以前あった経産省主導の国内クレジット制度と環境省主導のオフセット・クレジット——J—VERですが、J—VERの2つの制度が統合された、新たにJクレジット制度というものが誕生いたしました。

これは2050年のカーボンニュートラルに向けて、民間を巻き込んだ取組の施策の軸の一つとして考えていますが、以前質問したオフセット制度よりも時代状況が後押しをしており、市場規模もかなり拡大したものにバージョンアップをしております。

今回は、特にその中の森林由来クレジットについて、質問したいというふうに思います。

これは間伐などの森林の適切な管理を行うことによるCO₂吸収量をクレジットとして国が認証するものであり、施業により生まれたクレジットを企業等が購入し、その資金でさらなる施業を促すという循環を目指すものであります。

これはまたCO₂を排出する都市部から山村部へ国内資金を循環させる、そういった狙いもあるかというふうに思います。大きくは地球温暖化対策であり、ローカルな視点でいえば地方創生に資する取組であると考えています。

県におかれましても、9月の県議会の答弁によりますと、これまで8つの事業者が約10万トンのクレジットを取得し、その8割がカーボンオフセットを目的に企業が購入をされております。

最近でも、2050年のカーボンニュートラルの流れから、2万トンを超えるクレジットを一括購入した事例もあるようであります。ただ、森林吸収量を正確に把握しなければならないコストや手間がかかるといった課題も存在していますが、この点についてはJクレジット制度の運用委員会によれば、今後この制度を普及させるために、森林モニタリングの簡素化なども検討されているようであります。

こうした中で、県は次期森林づくり基本計画で、Jクレジットの認証促進を位置づける予定であ

り、測定機器の貸出しや導入支援などにも積極的に取り組むというふう聞いております。

また森林吸収クレジットには、単なるクレジットの売買にとどまらず、クレジット代金でどのように整備されたかといった企業の関心が、クレジットを通じた関係人口の創出や社員研修としてクレジットの森での間伐体験など、企業との多様なストーリーが郡上市と展開できるというようなメリットもあるかというふうに思います。

また、世界に目を向けると炭素クレジット市場は、5年間で市場規模が跳ね上がっております。二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指す企業が増えていることで、クレジットの需要は増えている。イギリスの調査会社のまとめによりますと、発行されたクレジットは二酸化炭素、1年間で2億2,000万トン分となりまして、5年間で約3.8倍に増えたそうでございます。

今後、需要が一段と伸びることで、2030年までにはクレジットの価格が最大10倍ほどになると予測をされているというところでございます。

炭素クレジット市場の拡大は、ICTを活用した森林管理や二酸化炭素を吸収するための技術開発につながることも期待されておりますし、森林管理のICT化やレーザー測量、ドローンを使った管理などを進める本市の林業経営にとっても、相乗効果が見込める政策であるというふうに考えます。

本市において、Jクレジット制度へどう対応していくか、農林水産部長のお考えをお伺いいたします。

○議長（山川直保） 五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩） 失礼します。

それでは、Jクレジット制度については田中議員が御質問の中で御説明していただきましたが、少しちょっと、今の全国的な状況だけ少し触れさせていただきます。

直近の10月時点で、Jクレジットに登録されているプロジェクトは、全部で969件、またそのプロジェクトを通じて削減、あるいは吸収されるCO₂量は、1,562万トンとなっております。プロジェクト自身は、削減プロジェクトが圧倒的に多くて、太陽光発電、木質バイオマス、ボイラー、こういったものだけで441件、排出削減量全体として70%をこういったプロジェクトが占めている。

その中で唯一とも言っているのが、森林経営に関わるプロジェクトということで、これは全国で91件ありますし、また岐阜県内はおっしゃったように8件ということです。

岐阜県内の8件につきましては、このうち郡上市も施業地として含むものが2社ございます。一つは公益社団法人岐阜県森林公社がプロジェクト登録をされておりますが、この一部は郡上市の大和町での施業地になりますし、また民間会社で行われるプロジェクトの中でも郡上市の河鹿や寒水、内ヶ谷、和良といったところの施業地も生まれていると。また、市町村でこの取組が行われているのが、御嵩町、白川町、こちらの2町というふうになっております。

あと少しあれですが、排出プロジェクトとしては、市内の中で木質バイオマス、温泉での木質バイオマスということで明宝温泉開発株式会社のほうが既にプロジェクトとして登録をされており、延べ6年2か月間で1,617CO₂トンの削減効果があるといったプロジェクト登録もなされているところですが。

非常にこのJクレジットが注目をされておいて、単価自身も非常に伸びておるということであり、今まで、実は郡上市としては、従前のJ-VER、カーボンオフセットの制度の中で、この取組はどうかというような庁舎内プロジェクト研究チームで検討をしてきました。そのときは大和にある古道の市有林、面積にすると約280ヘクタールということですが、ここを一つのテーマとしてここで行ったらどうであるかというような検証をしてきたところですが。

概算ではじき出したところによりますと、大和の市有林で森林の成長や間伐を行った場合、1年当たり1,000から1,500CO₂トンのクレジットというか吸収量が見込めるであろうという感じですが、ただしこの時点のときは、今は跳ね上がっておりますが、クレジットとして売り出しても大抵が1クレジット、1万円で売り出しても1,000円から3,000円程度であったりとか、中には売れ残るというようなこと。

そして、一番大きいところは、その登録に際して、本当に詳細なデータが1本1本の機能、樹種であったり高さであったり、樹高であったり、本当に詳細な基礎データを必要とし、それにかかる職員の労務の部分が非常にハードルが高いといったこともあって、単純に経済性だけでこのことを取り組むには、効果は薄いと。一定限のそういう判定は下しております。

それが、今は、1万円で売り出せば、1万円で売れるような時代にはなってきたと。先ほどのお話ですと、それが10倍にもというふうなお話もありますが、そういった状況は変わってきておるところはありますが、一番、今、お話としてあるプロジェクト登録のためのその労務の部分であり、基礎データがどれぐらい必要になるか、これが一番大きく肝要なところかと思っております。

一本一本測るようなそういったデータ測定をすると、3年度にヤマハ発動機と連動して、ラジヘリでレーダー計測を飛ばしましたが、このデータを改良すればそういったデータに使えますけど、今回は無料でしたがお聞きをすると、大体ヘクタール当たり10万円はかかるであろうといったことがあります。

県のほうは、併せて来年度の予算の中で、そういった県有林のプロジェクト登録を進める中で予算化もされており、その候補地としては明宝の小川地区も予定の中に一つ入っておるということ、今、お聞きしておりますので、最終的にはJクレジットに取り組むための大きな障害である基礎データがどの程度必要であり、どういった費用がかかってくるのかということ。

そして、プロジェクト自身をやっていく中でも、管理等の労務がどの程度あるかといったことをしっかり見極めながら進めていくことが肝要であるかというふうに思いますし、また一方ではこう

いう注目を浴びているJクレジットではありますが、結果的にいうと郡上市の持つ森林の吸収量をほかのところへ売ってしまうということにもつながり、結果的に郡上市自身がゼロカーボンシティを目指そうとしても、Jクレジットで大変多くの吸収量が売られてしまって、郡上市自身が達成できないということがあっては本末転倒かと思いますので、是々非々の中でしっかり大きな負担を与えない形の中で、さりとて時代の潮流の流れとしてJクレジットという制度をしっかり精査しながら、今後検討し、バランスのよい森林整備につなげていければというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 確かにそのコストの問題ですね。モニタリングの問題とか、測定機器の問題等は、おそらく県のほうも、今、おっしゃったように後押しもされると思いますし、確かに郡上市全体の吸収量の問題もありますが、実証的にある程度、例えば郡上市の私有林等で小規模なところでまずやってみるとか、そういった形でこれもゼロか100かではございませんので、時代の状況等を見ながら郡上市でも対応できるような形で、準備をして検討を進めていただければありがたいと思いますので、よろしくお願したいというふうに思います。

時間となりましたので、これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、田中やすひさ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定します。

（午後 1時39分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時50分）

◇ 原 喜与美 議員

○議長（山川直保） 8番 原喜与美議員の質問を許可いたします。

8番 原喜与美議員。

○8番（原 喜与美） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回も2点についてお伺いいたしますが、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、コロナ禍の中での観光立市郡上の今後について、副市長さんにお尋ねをいたします。

コロナ感染症に関する質問は、他の同僚議員からもありますので、重複するところがあるかとは思われますが、私は観光事業に的を絞ってお伺いをいたしますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

本市は、観光立市を旗印に掲げ、観光産業に全力を注ぎ、郡上の活性化を図り、明るい未来を夢

見て力強くスタートしておるところでございます。

しかしながら、世情においては、令和2年からのコロナ感染症拡大防止の観点から、行政指導もありまして観光客の足止めが行われております。それによりまして、観光産業は全ての部分において、いわゆる出鼻をくじかれ、強力なパンチをくらい、ダウン寸前の状態であると感じております。

この先もコロナの完全終息はかなり難しいと想定をされます。恐らく、今後もコロナとともに付き合っていく、いわゆるウィズコロナの社会になると考えられます。そうなる観光産業を主力にかじを切っております本市にとって、これからも続く想定をされますコロナ感染症に打ち勝って、観光立市としての本領を發揮し、推し進めていかなければならないと考えます。

このコロナ禍でとん挫して、観光立市の方向転換を模索するようなことがあっては残念でなりません。したがって、観光立市を立ち上げ、頑張る本市にとってこれからの市の観光産業推進に向けてどのような施策で乗り切り、この先どのように邁進をしていかれるのか、副市長さんにお考えをお尋ねいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保） 原喜与美議員の質問に答弁を求めます。

青木副市長。

○副市長（青木 修） それでは、原議員さんの御質問の新型コロナウイルスの感染が続くことが心配をされる今とこれからですが、観光立市郡上の推進、とりわけ観光産業の推進をどのように進めていくかという御質問として捉えさせていただきました。

結論的に申し上げますと、観光立市郡上を進めてきた施策を着実に実行に移していくという方針に転換はするつもりはありません。

観光立市郡上で目指しているものは、郡上の市民の皆さんも、そして郡上を訪れていただく市民でない皆さんも、ともに幸せを感じることでできる観光地づくりを目指しております。

また、具体的な観光産業として目指しているのは、四季を通じて豊かな体験ができ、幾たびか郡上を訪れていただいて、その都度新たな感動を得ることができる観光を目指しております。

そこで、転換をしないという理由について、これまで進めてきた5つの主な施策と、そして、今後の取組についてお答えをさせていただきます。

1点目です。観光の中核を担っていただいている観光連盟の組織の強化を図ってきました。これによって市内の様々な組織、それから団体、あるいは事業者の皆さんが連携をして、観光事業を推進をするというそういう体制が整ってきました。

成果としては、この3月観光庁から市の観光連盟が登録観光地域づくり法人といういわゆる登録DMOに認定登録をされました。

また、郡上市アウトドア事業者協議会、それから郡上市スポーツコミッションの組織が立ち上がって、いろんな団体と共同して組織的に観光地域づくりに取り組むということができるようになり

ました。

今後は、郡上市全域を視野に入れたさらに一層効果的な観光事業が推進できるように、組織体制のさらなる強化を図っていきたいと思います。

2つ目です。郡上市のもつ価値のある自然、それから歴史や文化、人々とその暮らしを体験をしていただいて、感動を味わっていただけるような魅力のあるプログラムやコースをつくり上げました。

これも一つの成果として、アウトドア事業者協議会のほうでつくられている郡上ノアソブでは、35のツアーがつくられております。また、TABITABI郡上でも31のツアーがつくられております。

今後はこれらのツアーに加えまして、来年度以降、さらに新しいツアーをそれぞれ20ほど作成する予定にしております。

3点目です。郡上はだいぶ不得意でしたけれども、不得意でした情報発信も観光総合サイトTABITABI郡上やアウトドア専門サイト、発音がおかしいかもしれませんが、GUJO—OUTDOOR EXPERIENCESというんですかね。

また、予約ができる郡上ノアソブを立ち上げて、これらが非常に好評を得ておる、その成果としてアウトドア関連のサイトが日本地域情報コンテンツ大賞2021で、大賞を受けることになりました。今後はさらに新しく魅力のある郡上の発信を、メールマガジンなどを通して郡上ファンの方にお届けができるようにしたいというふうに思っております。

4点目です。国際競争力の高いスノーリゾート形成事業を生かして、スキー場の設備の更新、それから案内表示の改善がほぼ終わることができております。これによって、暖冬であっても人工雪でゲレンデの確保ができるようになってきたほか、また特に3年間にわたって宿泊施設の改修支援をしてまいりました。家族とか、あるいは小グループの目的に合わせた宿泊ができるようになったと捉えております。そういう意味で、宿泊とか体験等の条件整備を整えてきたということが言えると思います。

5点目です。郡上のおいしいお米、それから野菜、鮎など農水産物を市内の宿泊施設や飲食店で活用をしてもらい、郡上の食を楽しんでもらうために生産、それから流通、販売の仕組みを整えてきました。これは地元経済を活発にする市内の経済循環の仕組みの一つといえます。

以上、新型コロナウイルスの感染が大変心配をされる状況ではありましたが、これまでに観光地域づくりの土台となる組織体制を整え、そして施設や設備の条件の整備をし、観光資源を磨き、効果的な情報発信を行うよう着実に施策展開をしてまいりました。

これら一つの施策を中心にした取組を継続強化することで、新型コロナウイルスの感染状況がある程度落ち着いた状況であれば、郡上市の特色を生かした観光事業を展開することができるという

ふうに考えております。

そこで、さらなる施策の展開、力を入れていきたいということについてお答えをしていきます。

コロナウイルスの感染状況のもとで、明らかになってきた郡上の観光産業の特色ですが、まず四季を通じたアウトドア活動ができ、スポーツ合宿やスキー、あるいは歴史や文化の探訪や研修、さらに鮎釣りや川遊び、また教育研修など、大変多様性豊かな楽しを提供できます。

観光を求める人は、それぞれの方の目的や好み、あるいは年齢に応じて選ぶことができます。これは行動の制限が仮にあったとしても、郡上を楽しむ活動ができる可能性も示すものと思います。

また、個人、それから家族、グループ、あるいは団体と、人数によって観光のコースやプログラムを選択していただくことができます。これは集団の規模の制限があったとしても、郡上を訪れていただく可能性につながるとして（ ）。つまり、1点に絞った観光事業の展開ではなく、郡上を訪れる人々の目的などに幅広く応えることができる多様な事業展開ができる特色を持っているというふうにいえます。

そこで、今後の事業展開に当たっては、マーケティングの手法を活用できるようにしていきます。この強みを生かすためにもどこに、誰が、いつ、どのようにして郡上を楽しんだかという情報を把握をして、その特徴などを分析します。その結果に基づいて、目的や対象、あるいは時期などに応じた効果的な情報提供を行ってまいります。

このデジタルマーケティングの活用によって、郡上の自然、あるいは歴史や文化、人々とその暮らし、こういったものに対して愛着を感じていただける。郡上を好きになっていただける郡上ファンを増やしていきたいというふうに思っております。

最後になりますが、観光連盟とともにこれから取り組みを進めて行く市の姿勢についてお答えをします。

昨年と今年の全国的な新型コロナウイルスの感染症の拡大の中で、市民の皆さんが本当に感染防止対策にしっかりと取り組んでいただきました。そのおかげをもちまして、市内全域に広がるということは防いでおくことができしております。こうした市民の皆さんの御苦勞に対しては、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、様々な事業者の皆さんが大変厳しい社会と経済の状況でありました。中には大幅に売上を減らされた事業者の方もございますが、そういう中であっても雇用を確保していただき、あるいは事業計画に本当に賢明に取り組んでおっていただきます。そうした皆さんの努力についても、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

そこで、苦しい思いをされながら、郡上の観光事業を支えていただいている皆さんを少しでも勇気づけることができればということで、郡上市とそれから郡上市観光連盟とが協働して事業推進をしていきます。

これまで積み上げてきました基礎的な条件、先ほど5つの施策を申し上げましたけれども、こうしたことをきちっと手順を追って進めていくとともに、これから国内外の状況、恐らくいろいろ変わってくるというふうに思いますし、観光の現場も刻々と変わってくると思います。そういったことに柔軟に対応をしながら取組を進めていけば、徐々に成果が上がってくるのではないかとというふうに考えております。そういう意味で、最初に申し上げたように観光立市郡上の方針というのは転換をすることなく、着実に進んでいきたいというふうに思っています。以上です。

(8番議員挙手)

○議長(山川直保) 原喜与美議員。

○8番(原 喜与美) ありがとうございます。

今、副市長さんの力強い答弁をいただきまして、安心をいたしました。ここで頓挫するようなことがあってはなりませんので、本当にありがとうございました。

市民一丸となってこのコロナ禍の中、しっかりと頑張っていきたいと思いますので、今、お話、御答弁いただきました内容に基づきまして、しっかりとフォローしていただきますよう、一つよろしくお願いを申し上げまして、まずこの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に山林の放棄地対策について、担当部長にお伺いをいたします。

本市の9割が山林であります。その山林の恩恵は多種多様であり、特に脱炭素社会を宣言しております本市にとっては、CO₂の吸収源である森林の保全は重要な事項でございます。

しかしながら、近年は木材価格の低迷に加え、山林所有者の高齢化、また若い世代への世代交代などにより、農業と同様、山離れが増え始めておるように思われます。いろいろな事情から山の資産価値が下がり、山を所有する魅力がなくなって、山林離れが進んでいるものと感じております。最近では、相続においても山林の相続はしたくないというような方があるようでございます。山林も農地同様に、放置をしておけば手がつけられない状況になってしまい、密林状態となって災害を引き起こす原因ともなりかねません。

山林については、所有者不明や境界確認など、重要な課題も山積みではありますが、今後も増えると思われる放棄地について、放棄地にしない対策を検討し、森林経営管理制度、または森林環境譲与税等を活用して、放棄地自体の改善策や、また放棄地予備軍——予備軍というのは放棄地になる前という意味ですが、これを未然に防ぐ手立てなど、検討できないか考えるものであります。

山林は市の貴重な財産であります。固定資産税の財源でもあります。しっかりと所有者に山林所有の意識づけと、山林の維持に対する認識を高める必要がございます。

思い起こせば、私たちの先祖が子どもや孫たちの将来のためにと一生懸命植えて育てた樹木でございます。その心のこもった山の木々を大切に活用し、また植えて返すのが今の私たちの今の役目と思っております。

そのため、放棄地の調査、または検証を実施する必要もあり、このたび発足しております森林マネジメント協議会や、また森林組合、または林業関係者の方々、または地元財産区の方々の御協力などをいただいて検討を進めてほしいと思いますが、その対策について、部長にお伺いいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保） 五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩） それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

最初に現在の郡上の山林、特に放棄地と呼ばれるような未整備森林の状況をお話した上で、いわゆる改善策、あるいは未然防止策についてお答えをさせていただきたいと思っております。

郡上全体の山林、いわゆる国有林を除いた民有林、森林につきましては、約9万ヘクタールあります。このうち県、市、そして財産区といった公有林を除いた私有林こちらが7.4万ヘクタール。この7.4万ヘクタールのうち、市としてはゾーン分けをしており、木材生産が可能な木材生産林が2.9万ヘクタール、なかなか経済性では管理できない環境保全林が4.5万ヘクタールです。木材生産林2.9万ヘクタールのうち、人工林は1.8万ヘクタールあり、この1.8万ヘクタールのうち未整備森林と呼ばれるものが8,000ヘクタールあります。未整備森林という定義は過去10年の中で間伐等の施業がなされていないこと、かつ森林経営計画が樹立されていないことといった定義づけで区分をしております。

残りの環境保全林4.5万ヘクタールにつきましては、人工林が2.3万ヘクタールで、いわゆる未整備森林は1.8万ヘクタールというふうになっております。

未整備森林の解消ということは大変大切なことだと思っておりますが、冒頭に申したとおり、郡上市は大変広大な森林面積を有しておいて、そこを一律に解消していくというのは大変厳しいところがあると。そのためやっぱり戦略的にそれぞれどういったところが役割を多くもちながら解消に努めていくかということになりますので、これは繰り返しになりますが、以前にもお話をしましたが、木材生産にはやはり経済活動でありますので、民間の活動主体の中で活用をしていただきますし、そういった未整備森林の解消も努めていただきたいということですし、逆に環境保全林のようななかなかこれは経済性では管理できないところについてこそ、いわゆる市の役割、関与していく役割が大きいということで、そういったところの解消を現在進めておるところであります。

改善策につながりますが、そういった意味で、市としては森林経営管理制度を活用しながら未整備森林の整備を進めております。先ほど、未整備森林が1.1万ヘクタールと申しましたが、このうちの1,000ヘクタールについては、既に37か所を選定して、特にこのまま放置をされると集落回りで災害リスクが特に高いところ、こちらを緊急的に整備を進めておるところでありますし、残り1万ヘクタールにつきましては、来年以降の中でもう一度全体計画を見渡して、その中でのやっぱり緊急度合いとかそういったことを精査した中で、こちらにも優先順位づけをしながら整備解消に

努めていくということになると思います。

まずは1,000ヘクタール、37か所の状況であります。一応、森林経営管理制度の中で令和元年度から今年度にかけて37地区のうち11か所、367ヘクタールについて意向調査を実施しました。

その地域のところでこういった整備をしていく、そういうことに皆さん御同意がいただけますかというような形の地域座談会をしながら意向調査を実施しております。

次のステップとしては、そういった話をした中で、市に経営管理権をお預けすると、そういうところを整備するために市でやってほしいという、法的な経営権の取得を進めておりまして、こちらが3年度までで4地区、93.3ヘクタールが既に経営管理権を取得しておる状態になります。

続いて、意向調査をした、管理権をやった、または具体的な森林整備を進めていく上では境界確定、測量ということが次のステップとしては必要になりますので、こちらは2年度から今年度にかけて6地区、216.55ヘクタールに現在取り組んでおるところでありますし、そういったものがさらに確定していけば、今度は具体的にどういった森林を整備、施業していくかという、施業プランは、令和元年度に一番初めに取り組んだ白鳥の向小駄良及び八幡の初納地区に、この2地区を施業プランを確定をさせて、それぞれ2年度、3年度にかけて森林整備を進めておるということになります。

これは、一定のルーティンというか意向確認をして、管理権をしっかり取得して、境界を確定してどういうふうに施業するかをやって、整備をします。これが繰り返しローテーションで、引き続き残りの地区を順次進めていくという形になってまいります。

これが市として、現在最も未整備森林の具体的な解消であります。やはり未然防止策ということとは重要なことであるかなというふうに思います。

未然防止の中では、やっぱり山林、木材生産林もそうですけども、山林を整備していく上の中で、大きな課題になっておるのが所有者の不明であったり、境界の未確定ということは大きな課題であると思います。

市で行うような森林経営管理制度を行っている中でも、やはり相続が未登記のケースがあります。ただし、こちらは市の職権で行うことはできませんので、相続をしていただくように促すことしかこれはできません。

不明山林につきましては、地域の情報とそして市のほうでの登記簿であったり、戸籍謄本とか、そういった追跡調査をしながらできるだけ判明に努めておるということがございます。

そういった探索をしながらも、できないケースはあり得るかと思いますが、制度とすると、いわゆる一定限の計画の公告をすることによって、例えば不明山林所有者の同意なくても森林整備が行える交付制度はあります。ただ、なかなかそういったことに踏み切るとするのは全国的にも厳しい中で、これまでございませんでしたが、このたび鳥取県で1件そういった公告をして、不明者からの同意なしで森林整備をするような取組が1例報告されております。

また併せて令和2年度は、市の職員だけではなくて、2年度からそういった整備が進むように、境界明確化、事前準備事業という形の中で、森林組合のOB職員の方を指導員という形でお願いをしながら、地域に入って事前の地ならし、いわゆるこういうケースの地ならしであったり、次の年につながるような境界明確化の情報収集、そういったことを進めておるところであります。

こういったことを、木材生産林と環境保全林、市のやったことの一つのすみ分けはしてきましたが、議会の政策提言にもこのたびそういったことのできるだけ解消をという御提言をいただいている中では、現在考えておりますのはそういった区分をなしに、市全体の森林基本図や林班図を複製をしまして、来年度、自治会長もしくは森林組合の林業推進員の方を通じて地域にお渡しをして、少しでも例えば境界確定につながるような情報を収集していきたいと。

例えば、その林班図のところに鉛筆でここの先は誰々さんちやとか、この境にこういった岩があるよと、そういった身近な情報の中で一つ拾い出していくことは先につながるかとと思いますので、そういった形を一つ、進めていきたいというふうに思っております。

ここまでは環境保全林を主体とした市の取組が主ですが、一方、民間活動が主体であるべきだと少し言いましたが、木材生産林につきましても、例えば、境界の明確化、そういったことについては国の補助事業、森林整備地域活動支援交付金を活用して、整備が行われております。

いわゆる森林経営計画をしっかりと作成するためには、その業務に対して一反当たり8,000円。境界確定の明確化、そういった作業に取り組む場合は、1ヘクタール当たり計画策定は8,000円とし、境界確定の明確化は1ヘクタール当たり1万6,000円ですし、さらには不在地主に地域に働きかけをした場合は、こちらも1ヘクタール当たり1万3,000円の補助が出ます。

そして、詳細な測量を行う場合も、1ヘクタール当たり4万5,000円という支援が交付をされておりますし、これまで例えば直近の29年から令和2年度までに境界明確に取り組まれて、交付金を受けられた事例は819ヘクタールございます。令和3年度も215ヘクタールの見込みとなっておりますし、また森林整備をしていく上では、平成24年度から森林経営計画といういわゆる一定の区域の中で、どういった施業をするのか、そのことについて同意を求めていくというこういう計画づくりがされておりますが、こちらが24年度から延べで3万4,416ヘクタールの計画が樹立をされております。

これは言い換えると、ここの地域については、山林不明者はないと、いわゆる計画の中で、少なくとも山林所有者は御同意をいただいて、施業に取り組むわけですので、こういった部分については、意外にと言ったら失礼ですけども、民間整備の中でしっかりと計画もされ、所有者も確定され、境界測量も進んでおるということですので、これは引き続き民間の活動の中で進めていただくことが望ましいかなというふうに考えております。

あとは最終的なこういったことも、大本として原議員さんがおっしゃるように、山林所有者の意

識づけということがあるかと思いますが、そのことについては1点は現在ウッドショックと呼ばれるような、いわゆる木材単価が高騰する中で、もちろん今まで先祖の方は山は大切な宝と思って一生懸命育ててきたと。それが一定限木材単価が低下して、多少（ ）もなったところが少し改善をされてくるのではないかという動きがあることが1点と、また山林所有者、個別というよりはせめて地域の方々が身近な山林に関心を持っていただくよう、森林環境税を活用して、令和元年度からは風倒木の林内処理、いわゆる既に災害等の中で倒れているような倒木を処理するような業務を令和元年度から始めてきて、元年度2地区が令和2年度は9地区に増えてきた。また令和2年度からは生活保全林というような地域の、またこれも集落回りのところの危険地区については整備を進めておりますが、令和2年度は9地区プラス繰越しの3地区と、そして今年度は13地区ということが増えてもいますし、またこの事業をやる上はあくまで地域の地権者の同意は地域で取っていただきたいということ。場合によっては、金額の安いものは補助事業として地域で実施をしていただくという形の中で、関心を高めて自ら取り組んでいただく動きも起きておりますので、そういったことが未然防止の中の一つであるかなと思います。

最後のところも、放棄地の調査というのは申したとおり、どこまでが放棄であり、山というのは農地と違って目につきにくいところもありますし、なかなかこれを調査するということは困難かと思いますが、そういった意識づけから全体の市の制度、やっておること、そしてそのことを事業者も理解していただきながら、市民の方も理解していただきながら、郡上の山林が文字どおり本当に繰り返しになりますが、宝の山として維持できるように取り組んでいきたいというふうを考えておりますので、よろしくをお願いします。

(8番議員挙手)

○議長(山川直保) 原喜与美議員。

○8番(原喜与美) 詳細に分かりまして、御答弁ありがとうございました。

多様性のある森林でございます。活用と保全をしっかりと行っていただきたいというふうに思っております。

今、御答弁の中でいろいろな施策、または実施されておる内容をよく聞かせていただきました。これからなります、いわゆる脱炭素社会等々に向けての山林の必要性というのはよく御理解いただいておりますということで、大変うれしく思っております。しっかりした御答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。

時間が少し余っておりますが、私の質問はこれにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(山川直保) 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたします。

それではこれで暫時休憩をいたします。再開は14時35分を予定しております。

(午後 2時23分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時35分)

◇ 本 田 教 治 議 員

○議長（山川直保） 1番 本田教治議員の質問を許可いたします。

1番 本田教治議員。

○1番（本田教治） 1番、本田でございます。

ただいま許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。ありがとうございます。

本日の一般質問、私2点ありまして、1つ目は八幡商店街における交通安全の対応について。2つ目はスケートパーク新設についてでございます。よろしくお願いいたします。

1つ目の八幡商店街における交通事故予防対策、対応についてお聞きいたします。

町内の商店街を利用する1人として必ず思うことは、交通事故、特に歩行者には気をつけよう、そう思って町の中へ入ります。先日も商店街を歩いてまいりました。写真を撮ってきたので御覧ください。

こういう状況でございます。この上の大きいのが宮ヶ瀬橋、下が新町通りとなっております。この宮ヶ瀬橋などよく見ると、こうやって足を放り投げて全くくつろいでみえる。車道という感覚が皆さんありません。下の新町通りでもそうでございます。真ん中を堂々とお子様に乗ったベビーカーを引いて、そういった観光客の方がおみえになります。でもこれはここに住んでみえる商店街の人たちにとっては普通の光景ではないか、そういうふうにも思います。この日は12月5日の日曜日、先週の日曜日ですけども、曇りで大変寒い日でございますけど、このような観光客の方がおみえになっておりました。多分、紅葉もみじまつりにはかなりの方がみえていたんじゃないか、そういうふうにも思います。

商店街にお住まいの方々には、今言ったように見慣れた風景なんでございますけども、歩行者、特に観光客のマナーの悪さには本当に驚きます。緊急事態宣言が解除され、修学旅行の方々も見受けられます。生徒さんが車道、先生が左側を歩き、車が来ても避けるように促すわけでもなく、私もクラクションを鳴らすわけにもいきませんので、いつ気づいてくれるかなという感じでそれを待っているようなそんなような状況でございます。

もしかすると、観光客の皆さんはここは歩行者天国で車両が通ること自体おかしいんじゃないか、そういうふうにも思っているかもしれません。観光地らしくするための商店街の町の中の道路の塗装

には色づけがしてあり、歩行者専用、優先、そういうふうに感じさせているのかもしれませんが。

新町通りの方々にお話を伺いました。日曜日、祝日に、住民以外の歩行者天国のような車両進入禁止策、こういったものはどうですかと聞いて歩きました。賛成の方も反対の方もみえますけれども、観光客以外の市民のお客様のことを考えると反対だと。市民、住民がお客様の店は猛反対でございます。

しかし、一本通りが違う住民の方は、逆に車両進入禁止策というのに対して賛成の意見が多くございました。同じ町内であっても賛成と反対、これはかなり難しい課題だなというふうに確認いたしました。

参考資料として、八幡警察署にて商店街の人身事故について伺ってまいりました。平成30年には、軽貨物と歩行者、普通貨物と歩行者の2件で、いずれも軽症でございます。平成31年、令和元年には、普通乗用車と歩行者が1件、これも軽症でございます。令和2年、普通乗用車と歩行者が1件、軽貨物と歩行者が1件、普通乗用車と普通乗用車、いずれも軽症で計3件ありました。

今年の令和3年11月29日現在では、軽乗用車と歩行者の接触が1件、これも軽症でございます。普通乗用車と歩行者、それが1件ありまして、これはお気の毒ですが重症でございます。今年は2件の事故が起きておるとそういう報告となっております。

また近辺の八幡小学校区、その交通事故、人身事故についての負傷者の数も調べてまいりました。平成30年では17人、令和元年では10人、令和2年では8人、令和3年10月末で6人というふうになっています。

こういった状況がありながら、伺いたいことがありますのでお願いいたします。

通行車両と歩行者が接触したり、こういった危険な状況ですけども、郡上市としては将来もこのような現状でいくのか、いくのであれば安全対策を検討されているのか、そこをお聞きしたいです。

もう一つが、過去、八幡町内の車両一方通行実験を行ったということを報告を受けておりますけれども、その結果の報告はないように思われます。その結果とそれを踏まえて、郡上市として、今後の見解をお聞きしたい。

3つ目に、過去、歩行者天国を商店街にて実施された経緯がありますけれども、日曜日、祝日に、町内メイン道路を住民以外の車両を侵入禁止にして、歩行者専用にする実験というものが行うことはできないでしょうか。

以上、3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保） 本田教治議員の質問に答弁を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず、大きく、今、御質問3点あったかと思いますが、1点目としまして、今、写真等を御提示いただいて（ ）もございましたけど、市街地の中の歩行者と自動車との関係ということと、踏まえまして、観光客の方々が歩行者天国のような形でというような理解をされているんじゃないかということもございましたので、そこら辺りも含めてまずお話をさせていただきたいと思いますが。まず初めにこの八幡の市街地の整備についてですけど、こちらにつきましては、まちづくりの指針としまして、八幡都市計画マスタープランや郡上市の歴史的風致維持向上計画、こちらに基づきまして、これまでの市街地の長い歴史だとか固有の文化、こういったものを背景に街並みの景観について、どのような配慮が必要かということ踏まえまして、まちづくりを進めている状況ではございます。

この中で、まず道路の舗装についてでございますけど、まさに一般的な黒色とは異なるカラーの舗装、こういったものを約20年ほど前からいわゆる地域の方々と協議をしながら、街並みや景観に配慮した形で国の補助を受けまして実施をしているところでございます。

これは市街地の市道のみならず、県の御協力もいただきまして、県道におきましてもこういったカラーの舗装を実施させていただいておるといような経緯がございます。

こういったことから、これまでのそういった指針も踏まえた中で進めてきた整備につきましては、今後につきましても町並みが景観に配慮したものというような形で、引き続きカラー舗装であったり、または脱色舗装、こういったものについての舗装の整備は進めていきたいというような考えはもっております。

その中でお話のありました車両と歩行者の接触事故ということで、議員も警察等でお聞きをされたということでございますが、私のほうもお聞きした中ではここ近年ではやっぱり年間に2件なり3件というような形で、車両と歩行者の事故が発生しているということは確認をさせていただいております。

そういった中ですけど、当然、その事故が起こり得るといことはこれは重大なことになりますので、御指摘のように歩行者の方々が歩行者専用道路という形の認識にお間違えがないと、そういったような形で事故が起きないように、現状でもそうなんですけど、一部の区間につきましては、いわゆるその歩行部分につきまして、石張りであったりとか、色を変えるというような対策もしておる状況ですけど、こういったことにつきまして、それぞれの方の歩道部分の御認識にはそれぞれ解釈があるのかと思いますが、一応、道路の管理者としましては、こういったことも含める中では、やはり何らかの要は識別ということで、歩行部分と道路部分、こちらの仕分けをするというような手法になりますので、今後につきましても、そういった手法で造る歩行部分、こういったところの認識分けをできるように、これまでのような整備は引き続き進めていきたいというように考えてございます。

2点目にありました、市街地の交通社会実験ですね。こちらの結果と今後のお考えというような御質問かと思いましたが、まずこの市街地の交通社会実験でございますけど、以前、10年ほど前に、一旦この実験をということで計画した経緯がございますけど、その時点ではいろいろな事情もございまして、実施はちょっと断念をしたという経緯はあります。

ただし、それ以降ですけど、令和元年度に八幡町の市街地で交通社会実験を実施しております。この実験は、先ほども申しました八幡都市計画マスタープランや郡上市の歴史的風致維持向上計画、こちらに基づきまして、交通の混雑の解消であったり、歩行者と自動車が共存する交通環境、こういったものを作っていきたいところで、その交通体系を検討をするために、まずは狭隘な道路、こういった部分の車両の一方通行化、これをメインに交通規制を実施して、一応その実験においては、一定の成果が得られることができたんじゃないかというふうに思っております。

またこの際には、当然、市街地の方々にもいろいろ御迷惑をおかけした状況でございますが、これによりましてこの実験では、まず有識者の方やとか、関係の方々をメンバーとする郡上市八幡市街地の交通対策協議会と、もう一つ、住民代表の方々をメンバーとした郡上市八幡町市街地交通対策地域住民等検討会、この2つを立ち上げまして、それまでには7回の検討会、これを経まして、その実験を行いました。

その結果につきましては、一応、この検討会での御報告はさせていただいておりますけど、先ほどちょっとお話ありましたように、まだ具体的にそれがもう少し広い場面でということまでは至っていない状況ではあります。

こちらにつきましては、このコロナ禍の中でその協議会につきましても、それ以降のちょっと開催がまだできていないという状況もまず一つございます。

それと、その令和元年にやった結果以降で、今後その市街地への観光客の増加の回復とか、そういった状況を見ながら、必要に応じてはまた別のルート、こちらを交通規制の実験の場所として想定して、引き続いて交通体系についての検討は行っていきたいというふうに考えてございます。

またメインとして実施しましたこの一方通行化の規制についてですけど、それ以降に住民アンケート、これを行っております。この結果を見ますと、先ほども少しお話があったように、一応効果があったという御意見と、効果がなかったんじゃないかという御意見が両極端に出たというような結果であったところは、我々も認識、確認をさせていただいておりますので、市街地の中でも通りとかあるいはエリアによっては、それぞれの住まれる方と利用される方、そういった方々の御意見というのがそれぞれあるかというところがございまして、今後につきましては、時期を見てまた協議会等開催をさせていただくわけですけど、そこで最終的な結論をいただきながら、一方では住民の方々の合意をいただくとかいうことを踏まえまして、慎重に検討していけばというふうに考えてございます。

また、3点目にありました市街地の歩行者専用化ということですが、こちらにつきましても、今の現状の中ではまだちょっと厳しいかなというところもございますけど、今後、このコロナウィルスの感染対策がもし終息すれば、通常であれば郡上おどりとかの以外に八幡のふるさとまつりであったりとか、あるいは商店街の方々の行事、こういったものも開催されることがありますので、その際には一時的に歩行者専用という形にもなりますので、そういった機会を利用しながら、実験に代わる調査というような形で検証ができればというようなことも考えております。

ただ、現時点では、その歩行者専用という形の社会実験的な形というものについては、今のところ予定はしたりしていない状況でございますけど、こちらにつきましても、地域の方々はそれぞれの御意見を持ってみえますので、そこら辺りを慎重に幅広く意見を伺いながらそれぞれに対しての検証をしていきたいというように考えていますので、よろしくをお願いします。

(1番議員挙手)

○議長(山川直保) 本田教治議員。

○1番(本田教治) ありがとうございます。

結局、いい糸口といいましようか、それがちょっと見えてこない御答弁だったのですが、今の状況では限界かなというふうに私自身も思います。

先ほど、部長が言われたように、やっぱり1人でも1件でも事故が起きるということは重大なことでございますので、市としても何らか、事故ゼロを目指すようなそういった対策を、一緒にこれからも考えていっていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、2つ目の質問に入ります。

昨年の12月に一般質問いたしましたスケートパーク新設について、お尋ねいたします。

郡上市にスケートボードの設置について質問したところ、調査、研究を進めたいというふうに御答弁をいただきました。今年3月に教育委員会スポーツ振興課が行っていただきました郡上ケーブルテレビにてスケートボードを取り上げていただきました。ありがとうございました。

それを見られた方、またあるいはこういったものがスケートパークにほしいと言ってみえた方々が、「その後どうなっとるんやろう」やと。「いつできる」「早く造ってほしい」そんなような声も聞いております。1年経過しましたので、その状況を伺いたしたいと思います。

東京2020オリンピック・パラリンピックも無事に開催され、33競技、339種目が実施されました。スケートボード、スポーツクライミング、サーフィン、空手などのスポーツやBMX、フリースタイルなどの競技がオリンピックデビューをいたしました。その中で、今回質問のスケートボード、やはり想像通りかなり注目を集めました。当時の菅総理大臣が、「数ある競技で印象深かったのは何か」と記者からの質問に対しまして、「スケートボード」というふうに答えられました。

ウェブのニュースアップNHKでも掲載されています。紹介しますと、その大会の女子パークで、

最後まで攻めの姿勢を見せた15歳の岡本碧優選手、ほかの選手が称賛するシーンは皆さんに強い印象を与えました。危ない、うるさい、怖い、これまでスケートボードに抱かれたイメージは、この東京オリンピックで変わったはずだ。オリンピックでの新採用により、競技として新たなブームの到来が告げられようとしている。日本スケートボード協会によりますと、現在、国内の競技人口は10代、20代を中心におよそ3,000人。国内の愛好者は、明確な基準はありませんけども、推定で約40万人とされています。

そして、課題は迷惑行為であります。滑っているときの騒音、道にある段差や構造物に傷をつけたり、壊したりすること、禁止の場所で滑ること、ごみのポイ捨てなどもあるということが掲載されております。

郡上市において、私、先日、公共施設を見てまいりました。写真を持ってまいりましたので、お願いいたします。

これは白鳥駅前の公園でございます。この銅像、モニュメントに銅像が置かれているんですけども、この台座の角がこのように欠けてしまっておるんですね。最初は僕、除雪車が欠けらかしたのかなと思ったんですけど、この中へ除雪車が入るわけありませんし、この角のところを中心に角をめがけてこう欠けているので、ああこれは残念ながらスケートボードじゃないかなというふうに思いました。

そして、その公園の中にあるこういったプラスチック製のベンチが3つありますけども、このベンチの一番端側、そこは全てこのように傷がついておりました。これも明らかにスケートボードによる傷じゃないかな、ストリートをやった証拠じゃないかなというふうに思いました。

ここの公園近くのお店の方に伺ったんですけど、「騒音とかそういった迷惑行為、そういったものはありませんか」と伺いました。そうすると、「いや、スケボーは音がして当たり前だ」。「あの子らどえらいええ子やで、悪い子じゃないよ」ということで、僕が悪い子を取り締まりに来ると人間と勘違いされて、一生懸命こうかばってみえる姿がよく分かりました。

私は、そういう子たちを応援する立場なんだ、そのために公園を造りたいというふうにその商店街のおばさんには話してまいりました。これは個人モラルの問題で、スケートボードが注目される中で、一部でそのような行為が目立ってしまっていると。

内閣府のNPO法人日本スケートパーク協会の代表理事のお話にもありますけども、迷惑行為があるとスケートボード禁止と締め出してしまうことがほとんど。しかし、排除は反発しか生まないので、また別の場所に移ってさらなる迷惑行為に発展してしまう。小さな場所でもいい、地域住民の理解を得ながら公園の一角などにスケートボードが利用できる場所を整備することが望まれる。公道よりもスケートボードを楽しめる場所が増えていけば、迷惑行為は減らせるはずだ。また、女子ストリート8位の西村選手は、「スケートボードが危ないとか悪い印象ではなくて、楽しそうとか

かっこいいとかそういうイメージに変わってくれたらいいなというふうに思っている」。男子ストリートの銀メダル、堀米雄斗選手も「オリンピックを通じてスケートの楽しさ、かっこよさを伝えたらと思います。今まで知らなかった人がスケボーを知ってくれて、これから日本でもどんどんメジャーになっていくと思う」このように、スケボーに注目されている以上、郡上市でも、どうか子どもから大人まで、安心して楽しめる専用パークの新設をお願いしたい。先ほど言ったように、私はこういう子たちを取り締まる立場ではありません。正々堂々楽しく家族みんな楽しめる、そういったパークを造っていただきたい、そういう立場で質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） それでは、お答させていただきます。

本田議員も触れられましたが、先般の東京オリンピックでこの新種目となったスケートボード競技、日本は金メダル3個、それから銀、銅、各1個のメダル、実に5つのメダルを獲得し、スケートボード競技への関心は高まったものと考えております。

これまでスケートボードに対しては、議員も、今、おっしゃいましたが、危ない、怖い、騒音が出るなどという印象は持たれていたようでありますけども、このようなオリンピック効果もありまして、新たなスポーツ、いわゆるアーバンスポーツの一つとして注目をされてきているようでございます。

このアーバンスポーツは若者のスポーツ離れが危惧される中、従来のスポーツや体育の枠組みにしばられない遊び感覚のアクティビティ、活動として若者や子どもを中心に広がりを見せていると言われております。首都圏を中心にスケートボードやBMX、これはバイシクルモトクロスの略で、御承知かと思いますが自転車競技の一種でございます。こういうものを楽しめる専用施設を整備するところも出てきているようでございます。

また、国、スポーツ庁のほうでは2019年にアーバンスポーツを推進するアーバンスポーツツーリズム研究会を立ち上げ、地域活性化につなげる取組について、検討をしております。

その中では、技術を行える場所としては、新たに施設を整備するのではなく、現在、使われていない施設や普段余り使用されていない施設を活用した整備を想定しているとしており、例としてプールを活用したプールパークですとか、廃校を利用したものなどが上げられております。

このようにアーバンスポーツを取り巻く動きは出てきているというような状況でございます。

本田議員の今回の御質問に対し、私のほうからはスケートボードがオリンピック種目にもなって、新たなスポーツとしてまずは皆さんに広く知っていただくことが必要であり、ケーブルテレビなどを通じて紹介すると、回答させていただきました。

オリンピック開催に先立ちまして、議員もおっしゃいましたように、本年春に大和町にある民間

のスケートボード場を取材させていただきまして、スケートボードの内容ですとか、施設を利用している皆さんのお姿をスポーツコミッションによるケーブルテレビ番組「えーな郡上スポーツタックル」で紹介しました。

以上のような状況から、スケートボードに対する認知度が上がってきているものと考えられ、また郡上市内においても、スケートボードのことをオリンピック等を通じてお知りになった方が増えていると思いますが、市内のスケートボードのニーズ自体についてはもちろんあると思いますが、現時点ではまだ詳しく把握できていないのが現状でございます。

ちなみに今年度、小学校五、六年生を対象に実施したスポーツに関する意識調査の中では、スケートボードを行っている子どもは全体の約1%という結果ではありました。

なお、去る11月6日、7日に行われたGUJO OUTDOOR WEEK2021の中で、スケートボード教室が開催され、市内、市外の別は分かりませんが、約100の方が訪れられたということは聞いております。

このように、全国的にアーバンスポーツへの取組が進みつつあると思いますけれども、郡上市においては取組は進みつつありますし、郡上市においても一定のスケートボード愛好家はお見えになっていることは認識しているところでございますが、市全体としてのニーズの高まりは、先ほども少し申しましたように、まだ明確には表れてきていないのではないかと考えております。

ニーズが高まるようであれば、トップ選手の技を見学する機会を設けたり、体験教室を開催するなどして、スケートボードへの普及の支援も図られるのではないかと考えております。

これらのことから、スケートボードの公としての専用公園を整備することについては、財政面ですとか、費用対効果等の面を考慮しますと、現時点ではまだ具体的に整備するという判断はできないこと、先ほど、道路の損傷などのお話も紹介されましたが、それは別の問題としまして、さらに状況の推移を見ていく必要があることを御理解いただきたいと思います。

ただし、第2次郡上市総合計画後期基本計画のスポーツに関する施策の一つであるライフステージに応じたスポーツ活動の推進としまして、誰もが気軽に取り組めるスポーツの機会を提供していくという必要があることから、スケートボードなどアーバンスポーツの推進については、国との動向も踏まえながら、引き続き今後の研究課題としていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、民間の組織から屋内のスケートパーク整備についての構想を伺っておりまして、今後、協力できることがあれば協力していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(1番議員挙手)

○議長（山川直保） 本田教治議員。

○1番（本田教治） 御答弁、ありがとうございました。

最後に言われました民間の方がという話は凄く興味がありますので、そこに興味を持ちながら、それも実現の一つかなと思います。見守っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ニーズが多ければ多いほど、それから考えるという話ですけども、ニーズが多ければ多いほど危険がついてまいります。その子たちの行き場もなくなりますので、どうか並行して行っていただきますよう、よろしく願いいたします。

時間は余しましたが、これにて、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、本田教治議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は15時20分を予定しています。

（午後 3時07分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 3時20分）

◇ 田代はつ江 議員

○議長（山川直保） 13番 田代はつ江議員の質問を許可いたします。

13番 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） 13番 田代です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

時間が押してきているのにも関わらず、また4件も質問事項を出してしまいましたので、答弁のほうは簡潔にお願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、コロナとインフルエンザの同時流行に備えてということで、質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスに加えて、インフルエンザウイルスにも警戒が必要な時期になりました。コロナとインフルはいずれも発熱、だるさなど、似た症状を引き起こし、それぞれ特徴的な症状が現れていない場合の見分けが困難であると言われております。

感染を防ぐには、双方とも手洗い、手指消毒やマスク着用、3密回避などの基本的な予防策が効果的であることは皆さん周知のとおりです。これらがコロナ対策として普及した昨シーズンは、インフルの流行がほとんど見られませんでした。ちなみに、全国では例年は1,000万人を超えるインフルが、昨年は約1万4,000人というふうに書いてありました。

日本感染症学会は、今期はこのインフル流行の可能性があると見ており、高齢者や6か月以上5歳未満の子ども、慢性呼吸器疾患のある人らのワクチン接種を推奨しています。

ここで、最初にお聞きします。

昨年度におけるインフルエンザの感染状況は、市としてどうだったのか教えてください。

○議長（山川直保） 田代はつ江議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

季節性インフルエンザの初期症状である発熱と倦怠感は、新型コロナウイルス感染症の初期症状と同じのため、症状のみで判断することは困難とされています。

昨年度は、季節性インフルエンザ流行に備え、10月からのインフルエンザワクチン接種が推奨され、市としまでも定期接種である65歳以上、高齢者の方へのインフルエンザワクチン接種について、例年1,500円の自己負担金を500円で接種できるよう助成額の上乗せを実施しました。

また、任意接種であるインフルエンザワクチン接種の医療助成につきまして、これまでの中学3年生までに加えて、妊婦へも拡大し感染予防に努めてきました。今年度は新型コロナウイルスワクチン接種も進んでいることから、高齢者の自己負担金は令和元年度と同じ1,500円に戻しておりますが、妊婦への助成対象者の拡大は継続して行っております。

昨年9月から今年8月にかけてのインフルエンザの流行状況につきまして、岐阜県保健環境研究所の取りまとめでは、県内約300か所の定点医療機関からインフルエンザ患者発生情報が報告される岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムでの報告件数は351件であり、一昨年9月から昨年8月までの3万4,114件に比べてかなり少なく、また期間を通じて散発しており、まとまった発生報告も見られませんでした。

郡上市の定点医療機関は3機関でございますが、このシステムにおいて郡上市内の定点医療機関の患者数は、昨年12月から今年11月までゼロ件であり、季節性インフルエンザの流行はなかったと言えます。

その理由としましては、議員もおっしゃるとおり、インフルエンザは新型コロナウイルス感染症と同様に感染している人のくしゃみや咳による飛沫感染、またウイルスのついた手指などを介した接触感染で移るため、密閉、密集、密接といった3密の回避や手洗いの励行といった新型コロナウイルス感染予防対策がインフルエンザにも有効で、効果が大きいと考えられております。

（13番議員挙手）

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） ありがとうございます。

また市民でコロナワクチンの2回接種を終えたいいわゆる接種率についてですけれど、これは12月議会に向けてのいろいろな勉強会と説明会等でも何度もお聞きしておりますので、簡単で結構ですけれども、この接種率について改めて教えてください。

今、政府は3回目のワクチンを希望者全員に無料接種すると発表しておりますが、最初にインフルエンザワクチンの接種とコロナワクチンの接種を受ける時期と間隔の留意点について、教えてください。

その上で、今度はコロナワクチンの3回目のワクチン接種の市としての徹底していること、そのことについてをまとめて教えていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、新型コロナウイルスワクチン接種は、2回接種が基本となっております。市の2回目接種率は12月6日時点で88.5%となっております。これは12歳以上の対象者人口に対するものでございます。

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種につきましては、ワクチンを2回接種した方のうち、18歳以上の方全員を対象に2回目接種から原則8か月以上間隔を空けて接種することになっております。

2回目接種から6か月経過での接種などについて、国で検討がなされているという情報もありますが、まだ正式な通知が出されておられません。今後示されるであろう国の方針の内容やワクチンの供給計画を踏まえて検討する必要があると考えております。

現在のところでは、郡上市での3回目接種を開始するのは医療従事者が、令和3年5月から2回目を接種していますので、その8か月後である1月から、一般高齢者は7月から2回目接種をしていますので、8か月後の3月から接種が可能となります。使用するワクチンは、メッセンジャーRNAワクチンで、現在、承認されているものはファイザー社製のワクチンのみでございますが、武田・モデルナ社製ワクチンも薬事承認申請中で、今後接種可能となる見込みです。

1回目、2回目の接種ワクチンに関わらず、どちらのワクチンも交互接種が可能とされておりまして、令和4年2月から3月に国から供給予定のワクチンのうち、45%は武田・モデルナ社ワクチンが占める予定となっております。

新型コロナウイルスワクチンは、インフルエンザを含むほかの予防接種と前後2週間は間隔を空けて接種する必要があります。インフルエンザワクチンの接種時期につきましては、日本感染症学会によると、理想的には10月末までに行うことが推奨されておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種を優先的に行ったため、市内医療機関では11月からインフルエンザワクチン接種が本格化しており、12月以降にインフルエンザワクチンを接種する方もお見えになります。

1月から新型コロナウイルスワクチン3回目接種が始まりますが、インフルエンザワクチン接種後に新型コロナウイルスワクチンを接種する場合は、2週間の間隔を空けて接種する必要があります。

ワクチンを接種することで予防できる疾患については、個人防衛や感染拡大を防ぎ、医療機関の

負担を軽減することにつながりますので、積極的なインフルエンザワクチン接種が推奨されておりまして、市としても広報誌10月号やホームページでお知らせをしておるところです。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） ということだと、コロナのワクチンを打ってから2週間後にインフルエンザワクチンを打っても大丈夫とそういうふうに捉えていいですね。はい、分かりました。

そうしましたら、次に最後にですけども、このインフルエンザとコロナが同時に流行した場合、医療機関は逼迫する恐れがあると思いますけれども、これまでだったらインフルエンザはかかりつけ医に診断してもらい、薬をもらって直すことができました。

しかし、今年の場合、コロナの疑いも拭い切れない場合、医療現場の混乱は大変なものだと想像します。

そこで、同時流行に備えての各病院ではどのような対応を考えてみえるかをお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザを初期症状だけで鑑別することは困難なため、医療機関としては院内感染を防止しながら、発熱患者の診療検査の対応をすることとなります。

公立病院を例にとりて御説明しますと、これまでの基本的な感染予防対策を徹底し、発熱外来として空間分離や時間を分ける等の対策を講じるとともに、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の流行条件、御本人の行動状況、症状を踏まえて、医師の判断のもと、適切な予防具を装着し、必要な検査等を実施して対応しております。

発熱等の症状がある場合には、事前に電話連絡の上、受診してもらうことの徹底など、市民の皆様の対応も大変重要となりますので、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） ありがとうございました。

コロナとインフルエンザの同時流行がないことを望んで、この質問を終わりたいと思います。

次に、感染症対策に資する口腔ケアについてということで質問をしたいと思います。

新型コロナウイルスを含む感染予防には、手洗いや手指の消毒、飛沫防止のマスクの着用等の基本的な対策を確実に実践することが効果的とされていますが、口腔環境に起因するウイルスの増殖により、肺炎の発症につながるなどが知られており、重症化しやすいとして口腔環境・機能の維持に資する取組を推進すべきと思います。

口腔ケアとは、歯科領域だけではなく、医療、看護、介護の領域でも一般的になってきています。口腔ケアの実践、口腔の清潔は健康維持・増進のためにも大切なことだと思います。

またウイルス性感染症の罹患、重症化の原因の一つに口腔内の衛生環境が挙げられています。歯周病菌やプラーク、歯垢などがウイルスの増殖に関係していると言われていました。

このプラークはバイオフィルムとも言われ、粘性があるため、歯磨きによる除去が最も効果的とされており、日本歯科医師会及び日本学校歯科医会は、口腔内の衛生環境を整えることで、新型コロナウイルスの感染予防の効果が期待できるとも言われています。

現在、虫歯や歯周病予防など、口腔の健康維持として全国の学校で給食後の歯磨きの実践が広まっていますが、取組の成果として、インフルエンザの罹患による学校閉鎖率が低下したという結果が出ているということが報告されています。

そこで、郡上市の小中学校での給食後の歯磨きの実施状況を教えていただきたいと思います。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） 田代議員からは、今、虫歯や歯周病予防だけでなく歯磨きの様々な効果を御紹介いただきましたが、本市の場合、各学校に確認しましたところ、市内の21小学校、8中学校、全ての学校で給食後の歯磨きが行われておりますので、御報告いたします。

（13番議員挙手）

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） ありがとうございます。

私も全部がこういうふうに行っているということはちょっと認識がありませんでしたので、お聞きしたわけなんです。

ところで、今、答弁いただきましたように、21の小学校、8つの中学校全部がやってみえるという中で、少し問題点も出てくると思います。

給食後の歯磨きにしても大変いいことだと思いますが、3密になることや飛沫が飛び散りやすいなどの注意点も示されているようで、手洗い場の人数制限、消毒、飛沫防止など、学校側も万全の対策を取らなければならないことで、大変課題も多いと思います。

今、このように全部の学校が実践してみえるということですので、どのようなことに注意をして歯磨きをやってみえるかということ、簡単にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） それでは、お答えいたしたいと思います。

まず、歯磨きをするときの注意事項としまして、次のような基本的な感染対策、飛沫防止対策でございますが、全ての小中学校で行われております。

それは、1つ目としまして、時間差を設けて行う。2つ目に児童生徒同士の間隔を空ける。そし

て、黙って行く。このような基本的な対策を行っております。

また、学校ごとにさらに具体的な対策が講じられておまして、例を示させていただきますと、給食を食べ終えた者から順次歯磨きを行う。これは先ほど申しました時間差が生まれるということでございますし、そして、歯磨き時の注意事項についての掲示や歯科医師会からいただいた資料を掲示し、それに基づいた歯磨きを行う。そして、学年ごとに使用する水道を指定し、使用する蛇口は1つ置きにして、間隔を取っている。自分の席で前を向いて歯磨きをしたり、各自の給食用のシールド内で磨くなど、磨く場所に配慮。それから歯を磨いた後、口から吐き出すときは、なるべく低い位置で吐き出すことや、低い姿勢で口をゆすいだり、うがいの回数もできるだけ少なくしたりするように指導もしております。そして、歯ブラシセットは各自袋に入れて、間隔をおいて所定の場所に置くように指導もしております。

このような工夫が行われておりますが、今後も感染対策を講じながら、また歯科医師会からの御指導もいただきながら、口腔ケアを継続してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） 大変細かいところまでいろいろと配慮をされてやってみえるということで安心をいたしました。ありがとうございました。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

昨今、買い物の支払いに現金を使わないキャッシュレス決済が注目されています。非接触で支払いが完了するというので、コロナ禍における感染予防の観点からも重宝され、その普及にも拍車がかかっているそうです。

スマートフォンのアプリを使ったあるキャッシュレス決済事業者では、昨年より「あなたのまちを応援プロジェクト」と銘打って地方自治体と共同で支払額の何割かを還元するキャンペーンを実施しているそうです。

同社の11月のプレスリリースによると、キャンペーン実施が決定している自治体が285、そのうち1回目のキャンペーンが好評だったことを受けて、2回目以降のキャンペーンの実施が決定している自治体は110、またプロジェクトに参加している自治体は、全国44都道府県に広がっているそうです。

近くでは、美濃市が昨年11月に第1弾、本年2月に第2弾、さらに8月には2か月間にわたって第3弾を実施されたとのこと。

新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた地域経済を再び盛り上げるため、各自治体が知恵を絞って様々な施策を実施しており、郡上市においてもプレミアム商品券の発行が実施されたわけ

ですが、平日に売り出されたため、比較的若い世代が購入の機会を逸したり、購入の際に密になってしまうことで不安を感じたりと様々な不満の声もお聞きしました。

ここでお聞きします。プレミアム商品券を購入された方の年齢層を分かれば教えてください。また、今回の販売方法から得た教訓で、今後に生かしたいことがあれば教えてください。

なお、この質問は、9月議会で9番議員がお聞きになりましたので、改めてになりますので、簡潔に教えていただきたいと思います。

○議長（山川直保） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答をいたします。

今年8月に実施をいたしましたプレミアム商品券発行业務につきましては、販売額5億円にプレミアム率30%分を付加をいたしまして、額面6億5,000万円を実施をいたしました。

今回のプレミアム商品券を購入された方の年齢層につきましては、購入者は1万人以上ではありましたが、購入手続の簡素化等のために、申込用紙に年齢記載の欄を設けていなかったということもあり、また最大家族6人分まで購入可能としたことから、正確には把握はできない状況にあります。

ただし、購入に来られた方の印象では、主婦の方や中年層の方が多く状況でありまして、高齢の方は比較的少なかったと思っております。今回の販売実施の教訓といたしましては、1つ目に長時間待ち時間が発生してしまったこと。2つ目には列に並んだにもかかわらず、一部の販売所では途中で売切れ、購入できない状況を発生させてしまったこと。3つ目には、休日販売は確保いたしましたが、平日購入できない方には不公平であるとお声をいただいたことが上げられ、これら3点につきまして、今後どのように解消をしていくかということでもあります。

改善方法といたしましては、3密を避けることも踏まえますと、全世帯への家族分の引換券配布や事前申込による抽選方式、または商品券の電子化などが上げられます。今後は待ち時間の短縮を図り、公平でなかったなど、市民の方から御意見が出ないよう有効な方法につきまして、さらに研究を重ねてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

（13番議員挙手）

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） このプレミアム商品券の今後への検討課題はいろいろと反省材料にしていただきまして、また次回行われるときには、もっと皆さんに幅広く平等に買っていただけるようにしていただきたいと思います。

今はその質問ではありませんので、この決済事業者と地方自治体の取組についてですけども、この事業者の既存の決済プラットフォームを活用するため、自治体には地域振興券や商品券などの発行や換金、印刷などが不要になる。利用者には様々な場所で利用でき、商品券の購入などで特定の

場所に出かける必要がなくなるという双方にとって多くのメリットがあるそうです。

ここで、2つ目の質問ですが、今回の郡上市のプレミアム商品券の発行にかかった経費がどれほどであったかということをお教えいただきたいことと、これ分けておりますけれども、続けてこの商品券は発売時期によって、購入層に偏りができますし、商工会の加盟店しか使えない。

それから、キャッシュレス決済は利用者層に偏りが出るでしょうし、キャッシュレス決済導入店しか使えないなど、いろいろ双方にメリット、デメリットというものがあると思います。

また、特定企業のサービスであるため、賛否の分かれるところもあろうかと思っておりますけれども、これだけ多くの自治体がこのキャンペーンとかこういうことに参加をして、第2弾、第3弾とそういうふうに行われるということは、やはりそこに何らかの特定というか、本当に経済を活発にしていくためのいい施策があるんだと思いますので、そこに学ぶことがあれば、郡上市としては今後こういうことをどのように捉えていかれるかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（山川直保） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをいたします。

まず、1点目のかかった経費についてでございます。

先ほど、申し上げましたように、今回のプレミアム商品券につきましては、額面で6億5,000万円の発行をいたしまして、その際要した事務経費につきましては、商品券の印刷や周知のチラシの印刷経費に480万円、商品券対応可能な市内の約2,000店舗への事業案内やチラシ、ステッカー等の送付のための郵送料に50万円、それと販売所におけるコロナ対策のためのアクリル板、消毒液設置などの消耗品費や備品購入費などに150万円の合計680万円の経費がかかっております。

率にいたしますと、総額6億5,000万円分の商品券発行額に対しまして、約1%の経費がかかったということになります。

続きまして、2点目の件でございます。

いわゆるキャッシュレス決済事業者との共同の取組ということかと思っておりますが、そちらにつきましては、現在その全国展開しているキャッシュレス決済事業者と共同で事業を行う場合のメリット、議員が言われましたように、商品券の印刷、発行、換金などの事務作業の省力化や商品券購入の容易さなどが上げられます。また、今回8月に実施したときのような、購入希望者が販売所で長時間並ぶというようなことはなくなります。

その一方で、デメリットとしては、これも議員言われましたとおりですが、スマートフォンなどで不慣れな方は利用が困難であるとか、キャッシュレス決済加盟店での利用であるため、その利用店舗に限られるなどが挙げられます。

これらのことによりまして、利用者が従来と比べて減少する懸念や、また還元されるポイントが郡上市以外でも利用できることから、従来の商品券発行と比べて市内での経済効果というものは

低くなるなどが考えられます。

商品券発行のキャッシュレス化につきましては、システム開発などの初期投資や運営のためのランニングコストなど大きな課題もございますが、コロナ禍における経済循環のための取組として、商品券事業にキャッシュレス化を取り入れている自治体も見受けられますので、本市におきましても、経済効果が高く誰もが気軽に利用でき、そしてさらには消費行動のデータを収集することができる独自のキャッシュレス決済システムができないか、現在、各種団体と連携しながら検討をしているところでございますので、よろしく願いをいたします。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） ありがとうございます。

やはり、今、部長がおっしゃいましたように、どちらにもメリット、デメリットはあると思えますけれども、今後、このコロナ禍を超えてウィズコロナということで経済環境をやっていく中で、このプレミアム商品券もやって、それから今のスマートフォンによる決済をできる、そちらのほうも、しょっちゅうじゃなくて結構ですので、美濃市が第1弾、第2弾、第3弾とやられているには、そこには何かがあると思うので、そういうところも聞きながらよく検討をされて、この市内の中でお金が落ちるようなことを考えられながら、そういうこともやっぱり若い人たちに向けてもそれも同時に行っていただけるとありがたいなと思いますので、今後の課題としてよろしく願いをしたいと思えます。

最後に、特殊詐欺に遭わないために固定電話に防犯対策をとということで、質問をさせていただきます。

テレビや新聞で盛んに注意が呼びかけられているにもかかわらず、詐欺や悪質商法などの消費者トラブルに巻き込まれる高齢者が後を絶ちません。

被害に遭わないためには、自分は大丈夫と過信せず、常に警戒を怠らないことが大切だと言われています。最近の特殊詐欺被害は警察官や役所職員、金融機関職員等を語り、キャッシュカードをだまし取る手口が多く見られ、特徴として65歳以上の高齢者が多いこと、訪問の前に固定電話に電話がかかってくること等が挙げられています。

令和2年度に県及び県内42市町村の消費生活相談窓口寄せられた相談状況は1万3,155件で、前年度より613件、パーセントにして4.9%増加しているそうです。

特殊詐欺とは、不特定多数の人に電話等の通信手段を使って、対面なしで金品をだまし取る詐欺などの総称です。犯人からの電話に出してしまうと、巧みな話術に聞き入り、電話を受けたほうの多くは冷静さを失い、だまされてしまいます。

特殊詐欺、特に電話を使った詐欺については、電話を取らないことが最も重要な対策であると考

えられており、犯人からの電話をシャットアウトするためには留守番電話を使って予防する啓発活動も行われていますが、確認のため電話をかけてしまう恐れもあり、犯罪者との接触を断つという点では留守番電話を超えた対策が必要だと思います。

去る10月14日高鷲町において、民生児童委員の皆さんの会合がありました。そこへ私たち有志でつくっている「みちしるべ」に声をかけていただき、還付金詐欺の撃退法の寸劇をやらせていただきました。

高齢者の皆さんに日頃接してみえる皆さんに、少しでもお役に立てばということで行かせていただいたんですけども、ここで郡上市の被害状況について、お聞きをしたいと思います。

これも9月の決算委員会で少しお聞きしたと思いますけれども、被害に至らなくても相談をされた件数についてとともに、内容も少し、再度お聞きできればありがたいと思います。よろしく願いします。

○議長（山川直保） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

1点目の質問でございますが、市内における特殊詐欺の被害状況につきましては、警察に確認をしましたところ、幸いなことに、今年度に入って市内における被害件数及び被害の数はゼロでございます。

ただし、昨年度は市内在住の方、ニセ電話詐欺で1件ありまして、高額な被害に遭ったということでございます。

なお、岐阜県全体としましては、昨年の被害件数は150件ということで、金額にして2億7,011万円もの被害があったということでございます。中でも市役所職員や警察官を名乗って、キャッシュカードの暗証番号を聞き出した上で、そのキャッシュカードをだまし取る被害で預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗と言われるものが多数発生しているということでございます。

それから、市民からの消費生活相談件数と相談内容についてでございますが、市では総務課内に相談窓口を設置しております。県民生活相談センター等の御助言をいただきながら、消費トラブルの対応をしておりますが、昨年度は年間53件の相談がございました。今年度に入ってから現時点では23件の相談の件数ということでございます。

相談内容としましては、商品を注文していないのに、一方的に商品を送りつけられ代金を請求される、いわゆる送りつけ商法ですね。こういったものとか、消費料金に関する訴訟、最終告知のお知らせと書いたはがきなどが送りつけられた架空請求。それからインターネットで注文した商品が届かない。ネット通販で購入した商品を返品したいなどのインターネットに関するトラブル、その他、注文した商品を解約、返品したい場合のクーリングオフの相談などがございます。

相談者の年齢は様々でございますが、若干高齢者が多いような傾向が見られるということでござ

います。

これらの消費トラブルについては、広報郡上で注意喚起文書を掲載するほか、出前講座で民生委員・児童委員会やシニアクラブの会議などに出向いて悪徳商法の手口などについての講義ですとか、田代議員さんも協力していただいておりますが、寸劇などを交えた啓発をしておるということでございます。

また、緊急の事案に関しては、広報無線やメール配信を活用して注意喚起を実施しております。今後ともこのような活動を通して、消費トラブルを未然に防止したいということで、努めてまいりたいと思います。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） 最近ですけども、ちよくちよくと広報で、ピンポンパンで、お知らせで、本日どここのほうから詐欺のこういう手口の電話がありましたけども、という注意喚起のお知らせが流れることがよくあるんですけども、あれは相談をされただけにとどまっているのか、どういふのであれが呼ばれるのか、ちょっとお分かりにならないでしょうか。

○議長（山川直保） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久） 多くは警察のほうからの御依頼によりまして、緊急的に全市的に対応した方がいよろうということで、そういう内容のものを放送しているものが多いということです。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） 実際にあつたんですね。郡上市内においてというのは、架空で皆さんに喚起しておるだけじゃなしに、実際にあつたので流されるとそういうわけなんですね、はい、分かりました。

それでは本題ですけども、苫小牧市では特殊詐欺被害防止のために固定電話に取りつけて使用する自動通話録音機の無料貸出しをしています。この機器は電話の着信時にこの電話が振り込め詐欺などの被害防止のため、自動的に録音されますなどと音声の流れ通話を自動録音する機器で、警告音声と自動通話録音により、相手が振り込め詐欺犯だった場合に、通話を断念することで、犯罪を未然に防止する効果が期待できます。

特殊詐欺は、1本の電話で大金を失う可能性がある犯罪です。市でも特殊詐欺対策機器の無料貸出しの推進をしていただきたいと思います。

なお、対象者については十分検討されなければならないと思いますが、市の考えをお聞きをしたいと思いますが、今、部長がおっしゃいましたように、郡上市においては被害には今年においてはゼロ、そういうあれですので、それだけに取り上げなければならないことかどうかなということも、

その実績から見ると思いますけれども、ここは無料貸出しです。

愛知県の大府市では、こういう電話を取りつけるのにお金も補助していますということで、市内の売店で購入した場合、その費用の半分、上限5,000円を補助して、そしてこの自動で振り込め詐欺を防ぐその自動通話録音機をついた電話を購入される人も多いということが新聞に出ておりましたので、それもつけ加えてお伝えしたいと思います。

また、皆さんのところへもお配りになったと思いますけれども、電話機などにシールになっていますので電話機等に貼っておいてくださいということで、こういうふうなものも配られていろいろと啓発はされておると思います。

もう一つ、050で始まる番号から詐欺電話が急増しておるとということで、知らぬ電話番号には警戒を怠らないようにしてやってくださいと、いろいろとあらゆるところからそういう注意勧告が出ておりますけれども、今のところそういうことはありませんけれども、いずれにしましても年末になってきますし、また、今、コロナ禍で経済的にも世の中冷え込んでおりますので、こういうときに悪いことを考える人はいっぱい出てくると思いますので、そういうのに引っかからないように、皆さんがいい年を迎えられるように、こういうことにも郡上市として気をつけていただきたいと思えます。

また、この問題が酷くなってきましたら、なつてはいけませんけど、そういうときには、またこの電話機のこともお考えをいただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、田代はつ江議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（山川直保） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

(午後 3時58分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 田 代 はつ江

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員